

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	法人税の抜本的改革方法の類型と事例—キャッシュフロー法人税、ACE、CBIT、DBCFT—（資料）
他言語論題 Title in other language	Classifications and Practices of Fundamental Corporate Tax Reform: Cash Flow Corporate Tax, ACE, CBIT, DBCFT
著者 / 所属 Author(s)	佐藤 良 (SATO Ryo) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 財政金融課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	848
刊行日 Issue Date	2021-8-20
ページ Pages	111-147
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	法人税の在り方について経済活動に対する中立性の観点から抜本的改革が経済学界を中心に議論されてきた。本稿では、法人税の抜本的改革方法の類型を整理し、諸外国における導入事例を紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

法人税の抜本的改革方法の類型と事例

—キャッシュフロー法人税、ACE、CBIT、DBCFT—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
財政金融課 佐藤 良

目 次

はじめに

I 法人税の抜本的改革方法の類型

- 1 法人税に関する基本的事項の整理
- 2 従来型の法人税の問題点
- 3 課税ベースの観点
- 4 課税地原則の観点

II 法人税の抜本的改革方法の主な事例

- 1 キャッシュフロー法人税
- 2 ACE

おわりに

キーワード：法人税、キャッシュフロー法人税、ACE、CBIT、DBCFT

要 旨

従来型の法人税をめぐることは、課税ベースの在り方が企業の資金調達方法の選択や投資行動に対して中立的でないことが指摘されており、その解決策として、キャッシュフロー法人税、ACE（自己資本控除）、CBIT（包括的事業所得税）など、法人税の抜本的改革が経済学界を中心に議論されてきた。さらに、グローバル経済下では、課税ベースの中立性に加えて、企業の国際的な経済活動（企業の立地選択と利益移転）に対する中立性も求められ、この観点から DBCFT（仕向地主義キャッシュフロー法人税）といった改革案が提言されてきた。これまでに経済学界を中心に提唱されてきた改革方法のうち、キャッシュフロー法人税や ACE については、理論と乖離（かいら）する部分が見られるものの、複数の導入事例が存在する。本稿では、法人税の抜本的改革方法の類型と諸外国における導入事例を整理する。

はじめに

法人は、法人格が与えられ、独立の権利主体となる資格を認められた団体である⁽¹⁾。法人が稼得した利益には、一般に、法人段階で法人所得税（以下「法人税」）が課される。当該利益は、最終的に配当やキャピタルゲイン（株式譲渡益）として個人株主が受け取り、個人段階で個人所得税（以下「所得税」）が課される。一般に、所得は、資本所得（法人利益、利子、配当、キャピタルゲインなど資本を源泉とする所得）と労働所得（給与、年金給付など労働を源泉とする所得）に大別される。法人税は法人段階の資本所得税として、利子、配当、キャピタルゲインに対する所得税は個人段階の資本所得税として整理される。

法人税は必ずしも自明な存在ではなく、その存在意義をめぐる議論がある⁽²⁾。典型的な議論は、法人が稼得した利益は最終的に配当やキャピタルゲインとして個人株主に配分され、個人段階で資本所得税（所得税）が課されることから、その課税が所得の発生時に即時かつ完全に行われれば、法人段階でも資本所得税（法人税）を課す必要はないというものである。しかし、どの国の所得税でも、未実現のキャピタルゲインを捕捉し評価するのが税務上困難であることを理由に、原則としてキャピタルゲインを発生時でなく実現時に課税する「実現主義」の考え方が採られている⁽³⁾。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年6月28日である。なお、筆者は、2019年9月24日にベルギー連邦財務省(Service public fédéral Finances)でヒアリング調査を実施し、Marc De Mil氏(International Tax Expert)からベルギーのACEについて多くの御教示を頂いた。その内容は、本稿の第II章に反映している。

(1) 以下の説明は、岡村忠生ほか『租税法 第2版』有斐閣、2020、pp.141-147; OECD, "Fundamental Reform of Corporate Income Tax," *OECD Tax Policy Studies*, No.16, 2007, pp.43-45; James Mirrlees et al., *Tax by Design: The Mirrlees Review*, New York: Oxford University Press, 2011, pp.408-412 等による。

(2) 本文中で取り上げた議論以外には、開放経済下では源泉地主義（第I章4(1)で後述）の資本所得税の最適税率はゼロになるという仮説がある。例えば、Roger H. Gordon, "Taxation of Investment and Savings in a World Economy: The Certainty Case," *American Economic Review*, Vol.76 No.5, 1986.12, pp.1086-1102 では、移動性の高い資本に課税しても、資本の海外流出を通じて国内賃金が低下し、最終的に税負担が全て労働者に帰着することから、資本所得に課税せず、労働所得に直接課税する方が、経済厚生が高くなる、という仮説が提示される。しかし、現実には、資本は各国間で完全に自由に移動しないこと、法人税は所得税の安全網として機能すること等の理由から、各国で法人税は存続しており、この仮説は成立していないとされる。鈴木将覚『グローバル経済下の法人税改革』京都大学学術出版会、2014、pp.30-33。

(3) 金子宏『租税法 第23版』（法律学講座双書）弘文堂、2019、pp.196-197, 320-321。

仮にこの条件下で法人税が存在しない場合には、個人株主は、法人に利益を留保し続けることで、株価上昇によりキャピタルゲインが増加しても、それを実現するまで所得税の課税を繰り延べることが可能になる。したがって、法人税は、実現主義の所得税の下では、所得税を前取りする「源泉徴収税」や所得税を補完する「安全網 (backstop)」としての役割があると解されている⁽⁴⁾。また、法人に課税することで相対的に少ない税務行政コストで多額の税収を得られることや、非居住者である外国株主にも源泉徴収税として課税できること⁽⁵⁾等を理由に、法人税の存在意義を認める考え方もある⁽⁶⁾。

こうした議論とは別に、法人税の存在を前提とした場合に、市場経済に対する中立性や効率性の観点から、どのような法人税がより望ましいかという議論がある。租税は一般に納税者の経済活動に多かれ少なかれ歪 (ゆが) みをもたらすものであり、法人税もその例外ではない。従来型の法人税をめぐっては、課税ベースの在り方が企業⁽⁷⁾の資金調達方法の選択や投資行動に対して中立的でないという問題が指摘されている (第 I 章 2)。こうした非中立性の問題を解消する観点から、経済学界を中心に、キャッシュフロー法人税、ACE (Allowance for Corporate Equity. 自己資本控除)、CBIT (Comprehensive Business Income Tax. 包括的事業所得税) といった改革方法が提唱されている (第 I 章 3)。さらに、企業が国境を越えて活動するグローバル経済下では、課税ベースの中立性の確保に加えて、企業の立地選択と利益移転⁽⁸⁾に対する中立性の確保も検討すべき論点となる (第 I 章 4)。こうした観点から提案されているのが DBCFT (Destination-Based Cash-Flow Tax. 仕向地主義キャッシュフロー法人税) である。キャッシュフロー法人税や ACE については、理論との間に乖離が見られるものの、諸外国では複数の導入事例が存在する (第 II 章)。

我が国では、平成 27 (2015) 年度及び平成 28 (2016) 年度の税制改正において、法人税を成長志向型の構造に変える観点から、課税ベースを拡大しつつ、法定税率 (後述) を引き下げる見直しを実施された。従来、我が国における法人税改革の論議では、法定税率の水準や政策減税の是非が議論の中心であり、長期的な観点から法人税の抜本的改革が議論されることは多くないと指摘されている⁽⁹⁾。世界に目を転じて、ACE の導入国は増えてつつあるものの、法人税の抜本的改革の実施が世界的な潮流になっているとは言い難い。第 I 章 3(1)(ii) 及び (2)(ii) で後述するとおり、キャッシュフロー法人税や ACE の導入は、課税ベースの縮小につながる場合が多い。1980 年以降の 30 年間には、世界的に法人税率 (法定税率) の引下げ競争が進行する中で、課税ベースの縮小につながる法人税の抜本的改革よりも、課税ベースの拡大と法定税率の引下げを組み合わせた見直しが選好されてきた⁽¹⁰⁾。

しかし、昨今では、世界的な法人税率 (法定税率) の引下げ競争に転換の兆しが見られる。

(4) 岡村ほか 前掲注(1), pp.143-145; OECD, *op.cit.*(1), p.43; Mirrlees et al., *op.cit.*(1), p.409.

(5) ある国の個人段階の資本所得税で課税地原則として居住地主義 (第 I 章 4(1) で後述) が採用される場合、居住者である国内株主のみが課税対象となり、非居住者である外国株主は課税対象とならない。この場合に、当該国で法人段階の資本所得税が存在しなければ、外国株主に対して資本所得税は全く課されないことになる。

(6) 岡村ほか 前掲注(1), p.142; Mirrlees et al., *op.cit.*(1), pp.409, 411.

(7) 本稿では、法人税の課税対象となる法的主体としての団体を法人、投資等の経済活動の主体となる団体を企業又は会社と称する。

(8) 多国籍企業グループ内で、損金算入の対象となる利子・ロイヤリティの支払、移転価格 (グループ内の関連者間での取引価格) の操作等によって、軽課税国に立地する企業に利益を移転することをいう。

(9) 鈴木 前掲注(2), pp.1-2.

(10) 詳細は、佐藤良「欧米主要国における法人税改革の経緯と動向 (資料)」『レファレンス』843号, 2021.3, pp.71-103. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11646902_po_084304.pdf?contentNo=1> を参照。

すなわち、国際的に合意した法人税の最低税率に基づく課税（ミニマム課税）の導入が検討されているほか⁽¹¹⁾、米国や英国では法人税率の引上げが提案ないし表明されている⁽¹²⁾。最近の法人税をめぐる状況の変化を踏まえると、今後、法人税率の引下げ競争が収束に向かうことが見込まれる中で、改めて法人税の抜本的改革の意義や事例が注目されることも考えられよう。本稿では、従来型の法人税が抱える中立性の問題点を解決するための抜本的改革方法の類型（第I章）と諸外国における導入事例（第II章）を整理する。

I 法人税の抜本的改革方法の類型

1 法人税に関する基本的事項の整理

まず、本論全体に関わる事項として、法人税に関する基本的な用語を整理する⁽¹³⁾。従来型の法人税は、簡略化して言えば、「課税所得×法定税率」で計算される。法人の課税所得は、基本的には法人の利益（profit）と同義であり、一定期間の収益（粗収入）から、これを得るのに必要な費用を差し引くこと（損金算入）で計算される。費用には、支払賃金、原材料費、支払利子、税務上の減価償却費が含まれる。

「法定税率（statutory tax rate）」は、法令で規定された表面上の税率をいう。法定税率と課税ベースの広狭を反映した法人税の実質的な負担率は、経済学で「実効税率（effective tax rate）」と呼称される⁽¹⁴⁾。その種類は、「平均実効税率（effective average tax rate）」（法人利益全体に課される税率）と「限界実効税率（effective marginal tax rate）」（追加的な1単位の投資による利益に課される税率）に大別される⁽¹⁵⁾。これらの税率は企業の意思決定に対して異なる影響を及ぼすとされ、平均実効税率は「企業立地」、限界実効税率は「投資の規模（投資量）」、法定税率は「利益の帰属先」の判断にそれぞれ影響すると整理される⁽¹⁶⁾。

企業が稼得する利益は、経済学では「正常収益（normal return）」と「超過収益（excess

(11) BEPS プロジェクト（多国籍企業による税源浸食と利益移転に対応するために、OECD 及び G20 の主導の下で国際課税ルールの見直しを議論する取組）の参加国を中心に、2021 年 10 月までの最終合意に向けて、法人税の国際課税ルールを経済のデジタル化に対応させるための議論が進められている。見直しの柱は、①物理的拠点（PE）の有無によらず、新たな課税権を市場国（ユーザー又は顧客が所在する国）に配分すること、②軽課税国への利益移転に対抗する措置として、最低税率による法人課税（ミニマム課税）を導入すること、の 2 つが掲げられている。

(12) 米国では、バイデン（Joseph Biden）政権は、2021 年 4 月に公表した税制改革案（メイド・イン・アメリカ税制計画）で、連邦法人税率の 21% から 28% への引上げ等を提案した。英国では、スナク（Rishi Sunak）財務大臣は、同年 3 月の予算演説で、2023 年 4 月から法人税の基本税率を 19% から 25% に引き上げることがを表明した。

(13) 本節の用語に関する整理は、武田昌輔編著『企業課税の理論と課題 2 訂版』（21 世紀を支える税制の論理 第 3 巻）税務経理協会、2007、pp.1-2；鈴木 前掲注(2)、pp.87-91；佐藤主光「第 2 部第 1 章 グローバル化と法人課税改革」企業活力研究所『マリーズ・レビュー研究会報告書』2010.6、pp.24-55。<<http://www.japantax.jp/teigen/file/20100622.pdf>>；野口剛「経済活動のグローバル化と法人課税」宮本憲一ほか編『現代租税の理論と思想』有斐閣、2014、pp.262-263 等を参照した。

(14) 我が国では、法人所得を課税ベースとする国税と地方税の合算税率（法人税（国税）の課税所得を算定する際に、法人事業税（地方税）の所得割額が損金に算入される点を調整したもの）を「法人実効税率」と呼称する場合が多く見られるが、本稿では経済学上の用法に倣う。

(15) 実効税率には、さらに①事後的（backward-looking）実効税率と②事前的（forward-looking）実効税率の区別もある。①の代表的な指標は、税務統計等を基に、法人税額を課税所得で割って算出するものである。これは、課税ベースを反映した実効税率として有効であるものの、過去の事業活動の影響（減価償却費に過去の投資結果が反映される等）を受けるという欠点がある。②は、仮想上の投資プロジェクトの利益に対して、どの程度課税されるかを計測したものであり、今後行われる投資に対する税制の影響を把握できる。他方で、特定の投資プロジェクトを想定するため、現実の詳細な税制を全て実効税率に反映できないという限界がある。

(16) Alan J. Auerbach et al., “Ch.9. Taxing Corporate Income,” James Mirrlees et al., eds., *Dimensions of Tax Design: The Mirrlees Review*, New York: Oxford University Press, 2010, pp.853-855；鈴木 前掲注(2)、pp.88-89。

return)」に区別される。正常収益とは、国債等の安全資産への投資によって得られるのと同等の収益をいう。安全資産への投資による収益（正常収益）は、企業側から見れば、投資家から最低限支払が要求される資金調達コスト（すなわち資本コスト）、投資家側から見れば、企業に資金提供をすることで他の投資機会を失うという意味で逸失利益（すなわち機会費用）に相当する⁽¹⁷⁾。超過収益とは、正常収益を超過する収益をいい、「経済的レント（economic rent）」と呼ばれる。超過収益は、高リスクの投資、企業の技術力やブランド等の経営資源（企業特有のレント）、天然資源や市場アクセス等の立地特性（立地特有のレント）によって生じる。

法人税が正常収益に課される場合と課されない場合のいずれであっても、安全資産への投資による収益率以上の税引後収益率が投資家から要求される。そのため、前者の場合には、後者の場合と比べて、投資家から要求される税引前収益率が高まり、限界実効税率が上昇する⁽¹⁸⁾。また、前者の場合には、資金調達コストも上昇し、企業の投資は抑制される。法人税が正常収益に課されず、超過収益にのみ課される場合には、限界実効税率はゼロとなり、企業の投資に悪影響は生じない。これは、税引後に企業の手元に幾らかの超過収益が残るのであれば、投資によって生産活動を行った方が有利であることに変わりはなく、企業の投資行動に歪みを生じさせないことを意味する。

なお、一般に、税制は、所得を課税ベースとする「所得課税」と消費を課税ベースとする「消費課税」に大別される。資本所得の正常収益に課税されない場合、課税ベースは消費になる（すなわち消費課税になる）と整理される⁽¹⁹⁾。

2 従来型の法人税の問題点

本稿では、法人税の課税ベースをめぐる主な問題点として、①企業の資金調達方法の選択に対する非中立性と②企業の投資行動に対する非中立性、の2つを取り上げる⁽²⁰⁾。

(1) 企業の資金調達方法の選択に対する非中立性

従来型の法人税では、①負債ないし他人資本（debt）による資金調達（以下「負債調達」）で得られる収益に対応する支払（支払利子）については損金算入が認められる一方、②株式な

(17) 佐藤 前掲注(13), p.30. より厳密には「資本コスト＝安全資産の運用利率＋経済的な減価償却率（税務上の減価償却率ではなく、技術革新による陳腐化等の経済的価値の減耗を反映した率）」と定義される。田近栄治「日本の法人税をどう設計するか―課税ベースの選択と国際化への対応―」『フィナンシャル・レビュー』102号, 2011.1, pp.112-113.

(18) p を税引前収益率、 r を法人税課税後収益率（所得税を考慮しない場合に株主が受け取る利率）とすると、「事前的な限界実効税率＝ $(p-r)/p$ 」となる。田平正典・澁谷英樹「法人税の限界実効税率の推計について―修正GKS指標の検討―」『アカデミア 社会科学編』8号, 2015.1, p.63. <<http://doi.org/10.15119/00000495>>

(19) 家計の消費（ C ）は労働所得（ W ）と資本所得（ R ）の合計から貯蓄（ S ）を差し引いたものに等しいことから、「 $C=W+R-S$ 」が成立する。また、閉鎖経済では、貯蓄＝投資（ I ）となることから、「 $C=W+R-I$ 」が成立する。所得課税の課税ベースは労働所得と資本所得の合計（ $W+R$ ）、消費課税の課税ベースは消費（左辺の C 又は右辺の $W+R-S$ （又は I ））となる。法人段階では、資本所得（ R ）から投資（ I ）の控除（すなわち即時償却）が行われると、課税ベースが消費になると整理される。後述のとおり（後掲注(30)参照）、投資の即時償却を行うことは、投資による正常収益を非課税にすることと税等価（税制上の経済効果が等価）となる。鈴木 前掲注(2), pp.24-26.

(20) 本文中に挙げた2つの中立性の問題以外にも、新株発行と内部留保の選択に関する非中立性（新株発行よりも内部留保を税制上優遇すること）や組織形態に対する非中立性（法人企業よりも非法人企業を税制上優遇すること）が指摘されている。これらの非中立性の問題に対して、法人税抜本的改革の各類型がどのような効果を持つかは、後掲の表1を参照。その詳細については、鈴木将覚「「抜本的な」税制改革の議論―消費課税への移行と資本課税改革―」『みずほ総研論集』2008年I号, 2008, pp.13-26. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/argument/mron0801-3.pdf>> が詳しい。

いし自己資本 (equity) による資金調達 (以下「株式調達」) で得られる収益に対応する支払 (支払配当) については損金算入が認められない⁽²¹⁾。株式調達より負債調達を優遇する税制上の取扱いは、企業が株式調達より負債調達を選好する誘因をもたらすと考えられている⁽²²⁾。こうした誘因を背景とした負債調達の増加は、企業の倒産リスクを高める一因となり得る⁽²³⁾。昨今では、金融工学をめぐる技術開発の進展を受けて、様々な金融派生商品 (デリバティブ) が登場し、負債と株式の双方の性質を有する「ハイブリッド証券」⁽²⁴⁾が増加している。負債と株式の境界が曖昧になりつつある状況下では、両者の違いを利用した租税裁定や租税回避の余地が拡大しかねないことから、資金調達方式に対する税制の非中立性を解消する重要性が高まっているとも指摘されている⁽²⁵⁾。

(2) 企業の投資行動に対する非中立性

従来型の法人税の課税ベースは、「粗収入 - 支払賃金 - 原材料費 - 支払利息 - 税務上の減価償却費 (資本ストック × 税務上の減価償却率)」である。支払利息は、安全資産への投資によって得られる正常収益に相当する部分とリスクプレミアムに相当する部分 (貸倒れリスクを反映した上乗せ部分) で構成される。従来型の法人税では、負債調達の場合には支払利息が課税ベースから控除されるため、正常収益は基本的に非課税となる⁽²⁶⁾。一方、株式調達の場合には支払配当が課税ベースから控除されないため、正常収益は課税対象となる⁽²⁷⁾。その結果、従来型の法人税では、株式調達で正常収益への課税が発生し、企業の投資を阻害するという歪みが生じていると考えられている。

従来型の法人税では、減価償却をめぐる問題もある⁽²⁸⁾。減価償却とは、使用又は時間の経

(21) こうした取扱いの背景には、支払利息と支払配当の性質の違いが指摘されている。すなわち、①の借入金による資金調達では、企業は期限までに元本を返済し、事前に決められた金利を支払う必要がある。他方で、②の新株発行による資金調達では、企業は株主に配当を行うが、その額は収益状況等を総合的に勘案して決定され、事前に確定されていない。新株発行により調達した資金は自己資本を構成するため返済不要であり、株主には株主総会での議決権行使等の権利が認められている、といった点である。野口 前掲注(13), pp.262-263。

(22) Auerbach et al., *op.cit.*(16), pp.857-859. 支払利息控除が企業の負債調達の増加要因となることを示唆する実証研究として、ドイツで 2008 年の法人税改革で損金算入が可能な支払利息に上限が設定されたこと (第 I 章 3(3) で後述) を受けて、企業が負債調達を利用する傾向が低下したことを示した研究 (Stephan Alberstern and Caren Sureth-Sloane, "The Effect of Taxes on Corporate Financing Decisions: Evidence from the German Interest Barrier," *WU International Taxation Research Paper Series*, No.2015-09. <<https://epub.wu.ac.at/4884/1/SSRN-id2563572.pdf>>) や、米国で 1990 ~ 2011 年に州法人税率の引上げ又は引下げが実施された際の負債調達の変化を分析し、税率が上昇すると、企業が負債調達を増加させることを示した研究 (Florian Heider and Alexander Ljungqvist, "As Certain as Debt and Taxes: Estimating the Tax Sensitivity of Leverage from Exogenous State Tax Changes," *NBER Working Paper*, No.18263, 2012.7. <https://www.nber.org/system/files/working_papers/w18263/w18263.pdf>) 等がある。

(23) もっとも、負債調達では利払いと元本の返済が必ず求められ、法人に過度な借入れを自制させる効果が期待されることから、負債と株式に対する税制上の差別的な取扱いが法人に過度な借入れを促しているとは言い難いとの指摘もある。Auerbach et al., *ibid.*, p.858.

(24) 例えば、ハイブリッド証券には、優先株や劣後債 (劣後ローン) がある。優先株は、普通株式よりも配当や残余財産の受取で優先される一方、議決権の制限を受ける場合が多い。劣後債は、普通社債や銀行借入よりも返済順位が低い一方、信用リスクが高く、利回りも高いという特徴がある。清水克俊『金融経済学入門』東京大学出版会, 2018, p.96.

(25) Auerbach et al., *op.cit.*(16), pp.838, 859.

(26) 岡村忠生「第 1 章 法人税の課税ベース」金子宏監修, 中里実ほか編『現代租税法講座 第 3 巻』日本評論社, 2017, pp.3-5.

(27) 株式の収益率 (配当のみなし利率) は、通常の場合、株式投資に伴うリスクを反映して、負債の収益率 (利率) よりも高くなる。支払配当には正常収益と超過収益が反映され、これが控除されないことから、株式調達では正常利益と超過利益の双方に課税が発生すると解される。

(28) 減価償却に関する問題点の記述は、OECD, *op.cit.*(1), pp.58-59 による。

過によって価値が減少する固定資産（減価償却資産）について、取得年度に一括して取得価額を費用に計上せず、一定の耐用年数に応じて資産の減価する額（減価償却額）を各年度に費用に計上する制度をいう。一般に、「税務上の減価償却」は、簡便化のため、資産の種類ごとに定められた耐用年数や償却方法（定額法・定率法）に基づいて行われ、実際に資産ごとに発生する「経済的減価償却」とは一致しない。両者の乖離の程度によっては、減価償却が実際より早く進行するものと遅く進行するものとの間で税制上の得失が生じることから、企業が投資先とする資産の判断に歪みをもたらされる。また、各年度の減価償却額は、通常の場合、取得価額に基づき設定され、インフレ調整は行われない。そのため、インフレ下では、資産の再投資に必要な額が上昇する一方、減価償却額はこれに連動しない結果、再投資に必要なコストが減価償却によって回収できないという「償却不足」の問題が生じることになる。

3 課税ベースの観点

上述した従来型の法人税が抱える課税ベースの非中立性の問題点に対しては、これを解決する方法として、キャッシュフロー法人税、ACE、CBIT、二元的所得税（第I章3(3)(iii)参照）の4つが提案されている（4つの提案の性能評価については、表1を参照）⁽²⁹⁾。

表1 法人税改革案の評価

	従来型の法人税	キャッシュフロー法人税 ^(注1)		ACE	CBIT	二元的所得税	VAT型DBCFT
		Rベース	R+Fベース				
課税地原則 ^(注2)	源泉地主義	源泉地主義	源泉地主義	源泉地主義	源泉地主義	源泉地主義	仕向地主義
中立性の評価	課税ベースの中立性						
	①企業の投資行動（投資量）	×	○	○	○	×	×
	②負債調達と株式調達の選択	×	○	○	○	○	○
	③新株発行と内部留保の選択	×	○	○	○	○	○
	④組織形態の選択	×	○	○	○	○	△
	国際的な経済活動に対する中立性						
	⑤企業立地及び利益移転	×	×	×	×	×	○
金融取引と実物取引の区別の必要性	不要	要	不要	不要	不要	要	要
株式と負債の区別の必要性	要	不要	要	要	不要	要	不要

(注1) キャッシュフロー法人税には、実物取引を課税ベースとする「Rベース」、実物・金融取引を課税ベースとする「R+Fベース」がある。

(注2) 源泉地主義は所得の発生地（源泉地）で課税を行う課税地原則（一般に直接税で適用）、仕向地主義は財・サービスの最終消費地で課税を行う課税地原則（一般に間接税で適用）をいう。

(出典) 佐藤主光「第2部第1章 グローバル化と法人課税改革」企業活力研究所『マリーズ・レビュー研究会報告書』2010.6, p.52. <<http://www.japantax.jp/teigen/file/20100622.pdf>> 等を基に筆者作成。

(1) キャッシュフロー法人税

(i) 概要

キャッシュフロー法人税は、キャッシュの収受によって所得を認識し、即時償却（減価償却資産の取得時に一括して取得費を費用に計上）を認めるといった特徴を有する法人税である。

⁽²⁹⁾ 本節の類型整理は、鈴木 前掲注(2), pp.153-205; 佐藤 前掲注(13), pp.24-55; 一由俊三『マリーズ・レビュー研究—普遍的租税制度への接近—』税務経理協会, 2020, pp.116-127等を参照した。

キャッシュフロー法人税では、即時償却によって、資金調達方式が負債か株式かを問わず、正常収益への課税は発生せず、限界実効税率はゼロとなる⁽³⁰⁾。これにより、キャッシュフロー法人税では、企業の投資行動に対する非中立性の問題が解決される。また、即時償却の採用によって減価償却制度に起因する問題点も解消される⁽³¹⁾。

キャッシュフロー法人税の類型には、①実物取引ベース（R ベース）、②実物・金融取引ベース（R+F ベース）、③資本取引ベース（S ベース）、の3つがある。これらの類型は、「ミード報告」で提案されたものである⁽³²⁾。3つのタイプの課税ベースは、いずれもキャッシュの流入から流出を控除して計算する点は共通であるが、その範囲や考え方が異なる（表2）。

表2 キャッシュフロー法人税の課税ベース

	実物取引ベース (R ベース)	実物・金融取引ベース (R+F ベース)	資本取引ベース (S ベース)
キャッシュの 流入	<ul style="list-style-type: none"> ・財・サービスの売上げ ・固定資産の売却 	<ul style="list-style-type: none"> ・財・サービスの売上げ ・固定資産の売却 ・借入金の増加額 ・受取利子 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式の買戻し ・配当の支払
キャッシュの 流出 (控除項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料費 ・賃金 ・固定資産の購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料費 ・賃金 ・固定資産の購入 ・借入金の返済額 ・支払利子 	<ul style="list-style-type: none"> ・新株発行 ・配当の受取

(出典) Alan J. Auerbach et al., “Ch.9. Taxing Corporate Income,” James Mirrlees et al., eds., *Dimensions of Tax Design: The Mirrlees Review*, New York: Oxford University Press, 2010, p.842; 鈴木将覚『グローバル経済下の法人税改革』京都大学学術出版会, 2014, p.158 を基に筆者作成。

R ベースは、財・サービスの売上げ、固定資産（減価償却資産）の売却をキャッシュの流入、原材料費、賃金、固定資産の購入をキャッシュの流出とする。支払利子はキャッシュの流出として控除対象とならない一方、受取利子はキャッシュの流入に含まれない。R ベースでは、実物取引と金融取引が区別され、前者のキャッシュフローのみが課税対象となる。そのため、金融取引による収益が課税対象外となることや、実物取引を金融取引に転化して租税回避を図る行為が惹起される可能性があること等が問題点として指摘されている⁽³³⁾。

R+F ベースは、実物取引と金融取引のキャッシュフローの双方を課税対象とする。具体的には、R ベースの課税ベースに加えて、借入金の増加額と受取利子をキャッシュの流入、借入

⁽³⁰⁾ 即時償却と正常収益を非課税にすることが税等価であることは、以下のとおり説明される（岡村 前掲注(20), pp.5-6）。ある企業の課税前利益を P 、税率を t とする場合、課税後利益は $P(1-t)$ と表される。1年目に P を投資に充てると、 P は即時償却が行われ、税負担が Pt 減額されるため、税負担はなくなる（課税後利益は P ）。投資からの利回りを a （= 正常収益率）とすると、2年目には $P(1+a)$ の収益が発生することから、2年目の課税後利益は $P(1+a)(1-t)$ となる。これに対して、投資による正常収益を非課税（即時償却なし）とする場合には、1年目の課税後利益は $P(1-t)$ 、2年目には $P(1-t)(1+a)$ の課税前利益が得られる。当該額は、非課税で、そのまま課税後利益となることから、即時償却を行った場合の課税後利益と等しくなる。従来型の法人税では支払利子控除によって負債調達による正常収益のみが非課税となっているところ、キャッシュフロー法人税（R ベース）では支払利子控除を否認し、資金調達方式が負債か株式かを問わず即時償却を認めることで、いずれの資金調達方式でも正常収益が非課税となる。

⁽³¹⁾ OECD, *op.cit.*(1), p.97.

⁽³²⁾ James E. Meade et al., *The Structure and Reform of Direct Taxation: Report of a Committee chaired by Professor J. E. Meade*, George Allen & Unwin, 1978, pp.227-245. <<https://ifs.org.uk/docs/meade.pdf>> 「ミード報告」は、ノーベル経済学賞受賞者であるミード（James E. Meade）氏を座長とする委員会が1978年に公表した英国税制に関する報告書であり、所得税及び法人税の課税ベースを従前の「所得課税」から「消費課税」に移行し、キャッシュフロー法人税を採用すること等を提言した。

⁽³³⁾ 例えば、金融業を行う自動車会社が自動車の販売価格を安く設定する一方で、自動車ローン金利を高く設定して、非課税となる受取利子を多くすることが挙げられる。鈴木 前掲注(2), p.159; OECD, *op.cit.*(1), p.103.

金の返済額と支払利息をキャッシュの流出とする。R+F ベースでは、形式上は支払利息の控除が認められるものの、借入金の増加額が課税ベースに含まれる。これは、現在価値ベースで見ると「借入金の増加額 = 支払利息 + 借入金の返済額」が成立するので、支払利息控除を認めないことと実質的に同義となることを意味する⁽³⁴⁾。他方で、R+F ベースでは、形式的には負債と株式の区別が存置される。その導入に伴う問題点としては、負債と株式の双方の性質を兼ね備えた金融商品が発達している中では、両者の区別を利用した租税裁定や租税回避の余地を生みかねないことや、金融機関の利ざやも課税ベースに含まれるため、1国限りの導入では当該国の金融機関が国際競争上、不利な立場に置かれること等が指摘されている⁽³⁵⁾。

S ベースは、資本取引の側からキャッシュフローを見たもので、①株式の買戻しと支払配当から②新株発行と受取配当を差し引いたものが課税ベースとなる⁽³⁶⁾。企業活動によるキャッシュの流入・流出の差 (R+F ベース) は、株主への分配又は納税に充てられる額に相当することから、「 $R+F=S+T$ (T: 純租税支払)」の関係が成り立つ。そのため、S ベースは、R+F ベースを実質的に裏側から見たものであると整理される。

(ii) 論点 (税収への影響等)

キャッシュフロー法人税は、正常収益に課税せず、超過収益にのみ課税することから、基本的には従来型の法人税と比べて課税ベースが縮小する⁽³⁷⁾。そのため、法人税の枠内での税収中立 (見直しによる増収と減収が均衡) を前提としてキャッシュフロー法人税を導入する場合には、法定税率の引上げが不可欠となる。もっとも、キャッシュフロー法人税 (R ベース) を導入する際には、税収効果を左右する要因として、①即時償却の導入 (減収要因) と②支払利息控除の否認 (増収要因) の2つがある。従来型の法人税で負債調達の利用度が高く、名目利率⁽³⁸⁾が高いなど、一定の要件が満たされる場合には、①による減収を②による増収が上回る可能性があることも指摘されている⁽³⁹⁾。

キャッシュフロー法人税を導入する際の重要な論点の1つは、過去に投資が行われ、減価償却が完了していない減価償却資産 (以下「資産」) に対する取扱いである⁽⁴⁰⁾。この取扱いは、①既存の資産に対しても新規の資産と同様に即時償却を認める方式、②既存の資産に対する減価償却を停止 (否認) し、新規の資産にのみ即時償却を認める方式、③既存の資産に対する減価償却は従来どおりとし、新規の資産にのみ即時償却を認める方式、の3つの類型がある。①は、制度導入後の一時的な減収額が非常に大きくなる。②は、既存の資産に対する減価償却を否認することで、政府に一時的な増収をもたらす一方、過去に負債調達によって多額の投資を実施

⁽³⁴⁾ 具体的な数値例は、次のとおりである。例えば、ある企業が現時点で1億円を借りて、それを1年後に返済する (年利10%) と仮定すると、①現時点におけるキャッシュの流入は1億円、②1年後におけるキャッシュの流出は1.1億円 (元本1億円と支払利息0.1億円の合計) となる。③1年後におけるキャッシュの流出 (②) の割引現在価値は $1.1/(1+0.1)=1$ により、1億円となる (ただし、割引率は金利と同じ10%と仮定)。以上から、現時点におけるキャッシュの流入 (①) と将来におけるキャッシュの流出の割引現在価値 (③) は等しくなり、キャッシュフロー法人税 (R+F ベース) の課税ベースは、現在価値ベースで見ると不変で、支払利息控除が認められていないことと実質的に同義であると解釈できる。

⁽³⁵⁾ 鈴木 前掲注(2); OECD, *op.cit.*(1), pp.105-106.

⁽³⁶⁾ S ベースは、自己資本の純流出 (①-②) を課税ベースとする課税方式である。用語上、①をキャッシュの流出、②をキャッシュの流入とする場合もあるが、その場合も課税ベースは①-②となること (Meade et al., *op.cit.*(32), pp.231-235) から、表2では出典文献の整理に基づき、①をキャッシュの流入、②をキャッシュの流出 (控除項目) として整理している。

⁽³⁷⁾ 以下の論点に関する記述は、鈴木 前掲注(2), pp.157-161; Auerbach et al., *op.cit.*(16), pp.873-877 等を参照した。

⁽³⁸⁾ 物価変動率を加味した表面上の利率をいう。

⁽³⁹⁾ Auerbach et al., *op.cit.*(16), p.876.

⁽⁴⁰⁾ OECD, *op.cit.*(1), pp.106-108.

した企業の税負担を大幅に増加させる。③は、①及び②と比べると穏健な方法であるが、建物など一部の資産では耐用年数（償却期間）が長期に及び、その間に新旧の両制度が併存することから、税務行政コストの増加につながるものが問題点として指摘されている⁽⁴¹⁾。

キャッシュフロー法人税が投資に対して完全に中立的になるためには、将来にわたって法定税率を一定にすること⁽⁴²⁾に加えて、法人の利益と費用・損失を対称的に取り扱う「純粋なキャッシュフロー税」であることが求められる。これは、法人が投資を行った初年度に即時償却によって課税所得がマイナスになり、税務上の欠損金が発生する場合にも、政府がその分の還付を行う必要があることを意味する。現実には、政府は多額の還付が不正を招くこと等を理由に、その実施を敬遠する可能性が高いとされる。こうした観点から、どの程度まで投資に対する中立性を確保するかも、キャッシュフロー法人税をめぐる論点の1つに挙げられる。

(iii) 関連する課税方式

法人段階でのキャッシュフロー法人税の導入に併せて、個人段階で労働所得にのみ課税（資本所得税を廃止）し、法人段階と個人段階の全体で消費課税を実現するという提案がある。代表例としては、①ホール（Robert E. Hall）氏とラブシュカ（Alvin Rabushka）氏が提案する「フラットタックス」や②ブラッドフォード（David F. Bradford）氏が提案する「X タックス」がある⁽⁴³⁾。①は法人段階の資本所得税と個人段階の労働所得税に対して比例税率を適用する一方、労働所得税に人的控除を設けることで一定の累進性を確保する提案であり、②は労働所得税に対する税率を累進構造にし、①よりも累進性を強化する提案である。

(2) ACE

(i) 概要

ACE は、英国の著名な研究機関である財政研究所（Institute for Fiscal Studies: IFS）が1991年に公表した報告書（以下「IFS 報告書」）で提唱した制度である⁽⁴⁴⁾。ACE は、従来型の法人税における支払利子控除と減価償却制度を維持しつつ、株式調達による正常収益の相当分を課税ベースから控除し、非課税とする制度である。ACE の下では、資金調達方式が負債か株式かによらず、正常収益は課税されないことから、従来型の法人税が抱える資金調達方式の選択に対する非中立性の問題（第 I 章 2(1) 参照）は解消される。また、ACE は、即時償却を行うキャッシュフロー法人税と現在価値ベースで見た場合に税等価になることから、現行の減価償却制度の問題を始め、企業の投資行動に対する非中立性の問題も解消される⁽⁴⁵⁾。ACE とキャッシュ

(41) *ibid.*, pp.107-108.

(42) 法定税率の変化がある場合には、その変化が資本コストに反映されるため、キャッシュフロー法人税が投資に対して中立的にならないからである。

(43) これらの概要については、William G. Gale, “Flat Tax,” Joseph J. Cordes et al., eds., *Encyclopedia of Taxation and Tax Policy*, Urban Institute Press, 1999, pp.155-158. <<https://www.urban.org/sites/default/files/publication/71086/1000530-Flat-Tax.PDF>> を参照。

(44) Institute for Fiscal Studies, “Equity for companies: a corporation tax for the 1990s,” 1991.4. <<https://www.ifs.org.uk/comms/comm26.pdf>> なお、Robin Boadway and Neil Bruce, “A general proposition on the design of a neutral business tax,” *Journal of Public Economics*, Vol.24 Issue 2, 1984.7, pp.231-239 は、企業の投資行動等に対して中立的な法人税の理論を提示するとともに、後述の ACC を最初に提唱した。ACE は、同様の理論を背景に、より従来型の法人税に近い形で企業の投資行動等に対する中立性を確保した税制として提言されたものである。

(45) 田近 前掲注(17), pp.114-115 の例を基に、簡単な数値例（投資資金は株式調達による）を示すと、以下のとおりである。1年目に減価償却資産の取得に300を充てる場合、即時償却を行えば、当該年に300を費用に計上できる。仮に、1～3年目に100ずつ減価償却を行うとすると、1年目の減価償却額は100となる。2年目には残存する資本は200であり、ACE控除額は残存した資本の額とみなし利子率（ r ）の積で算定されることから、控除額（ACE控除額+減価償却額）は $200r+100$ 、3年目には残存する資本は100となるので、控除額（同）は $100r$

フロー法人税は、いずれも資金調達方式の選択や企業の投資行動に対する中立性を確保する点で共通する⁽⁴⁶⁾が、ACE では従来型の法人税に比較的近い形でこれを実現し、キャッシュフロー法人税の導入時に生じる既存の資産の取扱い等の問題を回避できるという利点がある。

ACE 控除額は、前期末の株主基金 (shareholder's funds) とみなし利子率 (notional interest rate. 株式調達による投資から通常得られると期待される利益率) の積で算出される。IFS 報告書によると、会社設立時における最初の株主基金は、設立時に出資された自己資本の金額 (initial share capital) とされる⁽⁴⁷⁾。それ以降の株主基金は、期首の株主基金の額に一定の方法で自己資本の増減を加減算して算出される (表3)。簡略化して言えば、純新規株式発行額 (④) とフローの内部留保 (= 課税所得 (①+②) - 支払税額 (⑤) - 支払配当額 (⑥)) が株主基金に積み立てられる⁽⁴⁸⁾。課税所得の算出時に損金算入される減価償却額などは、株主基金から減算される要素となる。

ACE の下で資金調達方式の選択や企業の投資行動に対する中立性を確保するためには、みなし利子率を適切な水準に設定する必要がある。みなし利子率は、安全資産への投資から通常得られることが期待されるリスクフリーの名目利子率が適切とされている⁽⁴⁹⁾。IFS 報告書は、株式投資の中期見通しを反映する中期国債の金利が最適としている⁽⁵⁰⁾。

ACE を実際に導入した国として、イタリア、ベルギー等がある (第II章2で後述)。マーリーズ・レビュー⁽⁵¹⁾は、英国税制に対する改革提言の1つとして、法人税にACEを導入することを掲げており、その理由として、資金調達方式の選択に対する税制の非中立性を解消すること

表3 ACEの株主基金の計算方法

期首の株主基金の額【A】	
加算項目	① ACE 控除額 (当該年、以下同様)
	② 課税所得 (ACE 控除後)
	③ 他会社からの受取配当額
	④ 純新規株式発行額
減算項目	⑤ 課税所得に対する納税額
	⑥ 支払配当額
	⑦ 他会社の純新規株式取得額
期末の株主基金の額【B】	

(注) $B = A + \text{加算項目 (①+②+③+④)} - \text{減算項目 (⑤+⑥+⑦)}$

(出典) Institute for Fiscal Studies, "Equity for companies: a corporation tax for the 1990s," 1991.4, p.73. <<https://www.ifs.org.uk/comms/comm26.pdf>>; 一由俊三『マーリーズ・レビュー研究—普遍的租税制度への接近—』税務経理協会, 2020, p.117を基に筆者作成。

+100となる。1~3年目の控除額の割引現在価値は、 $100 + (200r + 100)/(1+r) + (100r + 100)/(1+r)^2 = 300$ となり、現在価値ベースで見れば、即時償却と税等価となる。ACEは、即時償却を認めないことで発生する費用化の遅れに対して、その機会費用の分を補填する効果があるといえる。後述のとおり、減価償却額は株式基金からの減算要素となるので、減価償却が早い (減価償却額が大きい) 場合にはACE控除額が小さく、減価償却が遅い (減価償却額が小さい) 場合にはACE控除額が大きくなる関係にあり、どのような形で減価償却が行われても、現在価値ベースで見た場合にACE控除額の累計額と即時償却の額は等しくなる。

(46) ACEは、キャッシュフロー法人税 (R+Fベース) と税等価であると整理される。ACEでは、支払利子控除が存在することから、株式と負債の区別が必要である一方、金融取引と実物取引の区別が不要であり、この点でキャッシュフロー法人税 (R+Fベース) と共通する (表1参照)。他方で、後述するACCは、キャッシュフロー法人税 (Rベース) と税等価であると整理される。ACCでは、株式と負債の区別が不要になる一方で、金融取引と実物取引の区別が必要になる。佐藤 前掲注(13), pp.37-39; 鈴木 前掲注(2), pp.163-177。

(47) Institute for Fiscal Studies, *op.cit.*(44), p.73.

(48) 佐藤 前掲注(13), p.32.

(49) Mirrlees et al., *op.cit.*(1), p.423.

(50) Institute for Fiscal Studies, *op.cit.*(44), p.27.

(51) 「マーリーズ・レビュー (The Mirrlees Review)」は、ノーベル経済学賞受賞者であるマーリーズ (James Mirrlees) 卿を座長として取りまとめられた報告書で、ミード報告 (前掲注32参照) の後継として、同報告以降の新たな経済状況と学術研究を踏まえ、英国税制に対して抜本的な税制改革の提言を行ったものである。同報告書は、2010年に公表された論文集 (Dimensions of Tax Design) と2011年に公表された英国税制に対する税制改革の提言 (Tax by Design) の2つで構成される。

や、導入事例が既に存在し、実現可能であること等を挙げている⁽⁵²⁾。

(ii) 論点（税収への影響等）

ACEの導入は、株式調達による正常収益を非課税にすることから、課税ベースの縮小、ひいては法人税の減収につながる。例えば、EU加盟国でACEを導入する場合の経済効果を定量的に分析した研究によると、23加盟国の単純平均で、法人税収（対GDP比）は2.7%から1.4%に減少（1.3%ポイント減少）するとの結果が示されている。もっとも、ACE導入によって資本コストが減少し、投資増加等の効果が発生することを勘案すると、法人税収（対GDP比）は2.7%から2.4%の減少（0.3%ポイント減少）にとどまるという⁽⁵³⁾。

政府が法人税の枠内での税収中立を前提としてACEを導入する場合、課税ベースの縮小による減収を補うためには、法定税率を引き上げる必要がある。マーリーズ・レビューは、こうした法定税率の引上げが企業の立地選択や企業グループ内での利益移転の判断に悪影響を及ぼすこと（第I章4(1)参照）を理由に、法定税率を引き上げず、法人税収の減少をそのまま受け入れ、税制改革全体の中で法人税とその他の税目の税収構成を見直すことを提言している⁽⁵⁴⁾。

ACEの導入が法人税収に及ぼす影響を低減させる手法として、制度導入時の株主基金をゼロに設定し、制度導入後に増加した自己資本にのみACEの適用を認める「増加額方式」を採用する方法がある⁽⁵⁵⁾。この方法によるACEは、「ソフトな（soft）ACE」と呼ばれ⁽⁵⁶⁾、イタリアやオーストリア等で導入事例がある。他方で、IFSの提案と同様に、制度導入前に蓄積された既存の自己資本を含め、自己資本の簿価総額にACEの適用を認める方法は、「簿価総額方式」と呼ばれる。当該制度によるACEは、「ハードな（hard）ACE」と呼称され、クロアチアやベルギー等で導入事例がある。

ソフトなACEには、①税収の減少を抑制する、②既存の自己資本に「偶発的利益（windfall）」を与えるのを防ぐ、といったメリットがある一方、③自己資本に係る正常収益が完全に控除されない（新規増加分のみ控除）、④新旧の自己資本の区別が必要となり、ハードなACEと比べて税務行政コストが高くなる、⑤既存の自己資本を新規の自己資本に再構成する誘因をもたらす、といったデメリットがある⁽⁵⁷⁾。

ACEは、支払利子控除が企業グループ内でタックスプランニング（節税戦略）に利用され

⁽⁵²⁾ Mirrlees et al., *op.cit.*(1), pp.492-493.

⁽⁵³⁾ Michael P. Devereux and Ruud A. de Mooij, "An applied analysis of ACE and CBIT reforms in the EU," *International Tax and Public Finance*, Vol.18 No.1, 2011.2, pp.93-120. この研究では、ACE又はCBIT（第I章3(3)）を導入した場合の経済効果について、2005年の国民経済計算と企業会計データを基に、一般均衡モデルを用いて、税収の変動に対する3つのシナリオ（①一括移転で調整（税収の増減を支出の変動で吸収する方法）、②付加価値税率で調整、③法人税率で調整）ごとに、シミュレーション結果が示されている。①及び②については各加盟国が単独でACE又はCBITを導入した場合の分析結果が示され、③については単独導入に加えてEU全体で協調して導入した場合の分析結果も示されている。本文中に示した数値は、①のシナリオ（ACEの単独導入）に基づくものである。ACE導入のシミュレーションを行った研究論文のサーベイについては、井上智弘・山田直夫「ACEの理論と実際」『証券経済研究』95号、2016.9, pp.13-18. <https://www.jsri.or.jp/publish/research/pdf/95/95_01.pdf> が詳しい。

⁽⁵⁴⁾ Mirrlees et al., *op.cit.*(1), p.493.

⁽⁵⁵⁾ マーリーズ・レビューの論文集のうち、国際的な資本所得課税をテーマにした論文では、増加額方式の採用が提案されている（Rachel Griffith et al., "Ch.10. International Capital Taxation," Mirrlees et al., eds., *op.cit.*(16), pp.979-980）。しかし、税制改革の提言の中では、増加額方式には特に言及が見られない（*ibid.*）。

⁽⁵⁶⁾ 「ソフトなACE」と「ハードなACE」の分類は、Shafik Hebous and Martin Ruf, "Evaluating the effects of ACE systems on multinational debt financing and investment," *Journal of Public Economics*, Vol.156, 2017.12, p.135による。第II章2で紹介する各国事例における当該分類の整理も、基本的に同文献による。

⁽⁵⁷⁾ メリット・デメリットの整理は、OECD, *op.cit.*(1), p.130等による。

るのと同様、企業に租税回避目的での制度利用を誘発すると考えられている。イタリア及びベルギーの導入事例（第Ⅱ章 2(4) 及び (6) で後述）で見られるように、租税回避目的での制度利用をいかに防止するかは、ACE をめぐる重要な論点の 1 つとなっている。

(iii) 関連する課税方式

ACE は、従来型の法人税の支払利子控除に加えて、株式調達に係る正常収益の控除を導入することで、負債と株式の間で税制上の中立性を確保する制度であるが、形式上は負債と株式の区別が残される。そのため、実額で控除される支払利子にリスクプレミアムが含まれる場合等には、負債調達が株式調達と比べて有利になる可能性がある。形式上、負債と株式を区別しない方法としては、ACC (Allowance for Corporate Capital) があり⁽⁵⁸⁾、代表的な提案としてクラインバード (Edward D. Kleinbard) 氏が提唱した BEIT (Business Enterprise Income Tax) がある⁽⁵⁹⁾。これは、簿価ベースの自己資本と純負債の合計額にみなし利子率を乗じる方式であり、ACE で株主基金に適用される方法を負債にも拡張する方式と言える。ACC をめぐっては、負債と株式の区別がなくなる代わりに、実額が控除される「実物取引」とみなし利子控除が適用される「金融取引」の区別が発生し、この点でキャッシュフロー法人税 (R ベース) と同様の問題を抱えること等が指摘されている⁽⁶⁰⁾。

(3) CBIT

(i) 概要

CBIT は、1992 年に米国財務省が提唱した資本所得税 (法人段階及び個人段階) の改革案である⁽⁶¹⁾。CBIT では、法人段階の資本所得税 (法人税) で支払利子控除が認められず、資金調達方式が負債か株式かを問わず、正常収益と超過収益の双方が課税対象となる。これにより、資金調達方式の選択に対する非中立性は解消される。ただし、CBIT では、正常収益が課税対象に含まれることから、企業の投資を阻害するという歪みは解消されない⁽⁶²⁾。

CBIT では、個人段階の資本所得税は廃止され、資本所得は法人段階で 1 回に限り正常収益及び超過収益の双方が課税される形となる。米国では、配当に対する法人段階と個人段階の課税について、基本的に二重課税の調整措置を講じない「クラシカル方式」が伝統的に採用され

⁽⁵⁸⁾ ACC に関する説明については、*ibid.*, pp.133-134; 佐藤 前掲注(13), p.38; 神山弘行「法人課税とリスク—法人課税改革案における課税ベースを題材に—」金子宏ほか編『租税法と市場』有斐閣, 2014, p.334 等を参照した。Boadway and Bruce, *op.cit.*(44)が最初に提案した ACC の制度は、資本ストックの残存価値 (実物資本価値) に対して正常収益相当分の控除を認めるというものであった。企業のバランスシート上、実物資本価値と、自己資本及び純負債の合計額 (BEIT におけるみなし利子率の適用対象) は、原則等しいとされる (佐藤 同, p.38)。

⁽⁵⁹⁾ Edward D. Kleinbard, “Designing an Income Tax on Capital,” *Paper for presentation at the Conference on Taxing Capital Income sponsored by the Tax Policy Center*, 2005.9.7. <https://www.taxpolicycenter.org/sites/default/files/legacy/newsevents/kleinbard_v2.pdf>; *idem*, “Rehabilitating the Business Income Tax,” *Brookings Institution Discussion Paper*, 2007-09, 2007.6. <<https://www.brookings.edu/wp-content/uploads/2016/06/200706kleinbard.pdf>>

⁽⁶⁰⁾ 佐藤 前掲注(13), pp.38-39; 神山 前掲注(58), p.334. ACE と ACC における株式と負債の区別と金融取引と実物取引の区別の整理については、佐藤 同が詳しい。

⁽⁶¹⁾ Department of the Treasury, “Report of the Department of the Treasury on Integration of The Individual and Corporate Tax Systems: Taxing Business Income Once,” 1992.1. <<https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/documents/report-integration-1992.pdf>>

⁽⁶²⁾ また、CBIT では減価償却制度の問題点も存置される。なお、CBIT に即時償却の要素を加えた ICBIT (CBIT and immediate expensing) という提案も見られる。ICBIT は、キャッシュフロー法人税に近い性質を有するが、キャッシュフロー法人税のようにキャッシュの受取時に課税する方法 (現金主義) ではなく、所得の発生時に課税する方法 (発生主義) を採るといふ違いがあるとされる。OECD, *op.cit.*(1), pp.144-145.

てきた⁽⁶³⁾。CBITが提案された背景には、この二重課税の問題を解消する目的があった⁽⁶⁴⁾。

米国財務省による当初の提案では、CBITの法定税率は、個人段階の労働所得税の最高税率(法定税率)と統一されていた。これは、両者が一致しない場合、労働所得を資本所得に転換しようという誘因が生じることから、その抑制を図る目的があったとされる。

(ii) 論点

CBITを導入する場合、法人段階の資本所得税では支払利子控除の廃止によって課税ベースが拡大する。法人段階の資本所得税にのみ着目すると、税収中立を前提とする場合、CBITでは課税ベースの拡大と併せて法定税率を引き下げることができる。これは、同様の前提に立つ場合に、法人税の課税ベースの縮小を受けて法定税率の引上げが余儀なくされるACEとは対照的である。資本移動が自由に行われるグローバル経済下では、法人税率(法定税率)の引上げは企業の立地選択や利益移転に悪影響を及ぼすことから、ACEよりもCBITの方が望ましいとの見解がある⁽⁶⁵⁾。他方で、CBITは個人段階での資本所得税の廃止を含む提案であり、法人・個人段階の双方で税収中立を前提とする場合には、CBITの法定税率を引き上げることが基本的に必要になると考えられる。その場合には、税収中立を前提としたACEの導入時と同様に、法人税率(法定税率)の引上げが企業の立地選択や利益移転に悪影響を及ぼすことになる⁽⁶⁶⁾。

CBITを導入すると、支払利子控除が認められず、負債で資金調達した場合の資本コストが大幅に上昇する。そのため、CBITの導入に伴う問題点としては、負債調達を資金源とする国内投資を抑制すること、企業の倒産リスクを高めて経済を不安定化させること、金融機関の税負担を大幅に増加させること等が指摘されている⁽⁶⁷⁾。

主要国ではCBITのように支払利子控除を完全に否認した事例は見られないとされる⁽⁶⁸⁾。従来、多国籍企業グループ内における関連者間での支払利子を通じた利益移転に対しては、過少資本税制(資本に対する負債の割合が過大とみなされる場合に支払利子控除を否認する制度)が講じられてきた。近年では、支払先が関連者か否かを問わず、課税所得に対する損金算入可能な支払利子の割合に上限を設定する動きが各国で広がっている。こうした動きは、CBITの方向性に沿う見直しであると位置付けられる。例えば、ドイツでは、2008年の法人税改革で損金算入が可能な純支払利子の額を一定の課税所得⁽⁶⁹⁾の30%に制限する措置が導入された⁽⁷⁰⁾。

⁽⁶³⁾ 米国では、クラシカル方式が採られているが、2003年以降、個人段階での配当所得に対する課税では低税率の分離課税が適用されている。多くの国では、配当に対する法人税と所得税の二重課税について何らかの調整措置が講じられており、その代表的な方法として、①インピュテーション方式(個人株主の受取配当とこれに対応する支払済み法人税額の相当額を個人株主の所得に合算して所得税額を算出した上で、所得税額から当該法人税額を控除する方式。当該法人税額の全部を控除する方式を「完全インピュテーション方式」という。)や②配当所得控除方式(個人株主の受取配当の一部を課税所得から控除する方式)等がある。英国、フランス、ドイツではかつてインピュテーション方式が採用されていたが廃止され、②の方式や調整措置を講じない方式(個人段階での配当所得に対する課税では低税率の分離課税を適用)に移行しており、調整措置の在り方は多様化している。金子 前掲注(3), pp.326-330; 植松利夫編著『図説日本の税制 令和元年度版』財経詳報社, 2020, pp.318-319。

⁽⁶⁴⁾ 鈴木 前掲注(2), p.182。

⁽⁶⁵⁾ Stephen Bond, "Levelling up or levelling down? Some reflections on the ACE and CBIT proposals, and the future of the corporate tax base," Sijbren Cnossen, ed., *Taxing capital income in the European Union: issues and options for reform*, New York: Oxford University Press, 2000, pp.161-179。

⁽⁶⁶⁾ こうした点を踏まえて、CBITの導入が成功するのは、CBIT導入前に法人税の法定税率が低い場合だけであるとの指摘が見られる。OECD, *op.cit.*(1), p.144。

⁽⁶⁷⁾ Griffith et al., *op.cit.*(5), p.974; 鈴木 前掲注(2), pp.184-185; Mirrlees et al., *op.cit.*(1), pp.425-426。

⁽⁶⁸⁾ Mirrlees et al., *ibid.*, p.426; 井上・山田 前掲注(53), pp.2, 19。

⁽⁶⁹⁾ 具体的には、EBITDA(利払前・税引前・償却前利益)を指す。以下同じ。

⁽⁷⁰⁾ 詳細は、佐藤 前掲注(10), pp.95-96, 103を参照。

BEPS プロジェクト最終報告書（2015年10月公表）⁽⁷¹⁾の行動4では、純支払利子の損金算入を一定の課税所得の10～30%に制限する措置の導入が勧告され、各国でその実施が進められている⁽⁷²⁾。ACE導入国であるイタリアやベルギーでも支払利子控除を制限する措置が導入されており、両国の法人税制はACEと同時にCBIT的な要素を兼ね備えていると見ることができ⁽⁷³⁾。

（iii）関連する課税方式

二元的所得税（Dual Income Tax: DIT）は、資本所得に一定のフラット税率（比例税率）、労働所得に累進税率を適用する税制をいい、その純粋な形⁽⁷⁴⁾では、支払利子に対して法人段階等で源泉徴収税が課されることから、課税ベースはCBITと同じになると整理される⁽⁷⁵⁾。そのため、二元的所得税は、法人税抜本改革方法の類型の1つに位置付けられ、その中立性に対する評価ではCBITとほぼ同様の評価が与えられている（表1参照）。二元的所得税は、1987年にデンマークで導入され（その後、従来型の所得税とのハイブリッド型に移行）、1990年代初頭にスウェーデン、ノルウェー、フィンランドで相次いで導入された。ただし、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドの二元的所得税は、いずれも支払利子に対して源泉徴収を行っていないなど、純粋な形の二元的所得税とは乖離する部分が見られる⁽⁷⁶⁾。

4 課税地原則の観点

（1）課税地原則の整理

閉鎖経済（外国との貿易・金融取引が行われない経済）を前提にすると、企業の投資行動を阻害しない法人税が望ましく、これを満たすキャッシュフロー法人税（又はこれと現在価値ベースで税等価なACE）が望ましいと伝統的に考えられてきた⁽⁷⁷⁾。他方で、企業がグローバルな経済活動を行う環境下では、法人税の在り方を考える際には、投資への影響だけでなく、国際的な資本移動も考慮する必要がある。すなわち、開放経済（外国との貿易・金融取引が自由に行われる経済）では、課税ベースの中立性の確保に加えて、企業の立地選択と利益移転に対する中立性の確保も検討すべき論点となる。法人税を課税する場所に係る原則（課税地原則）に

(71) “BEPS 2015 Final Reports.” OECD website <<http://www.oecd.org/ctp/beps-2015-final-reports.htm>> BEPS プロジェクトの説明は、前掲注(11)を参照。

(72) 各国の実施状況については、“About the Dataset Interest Limitation Rules (ILR).” *ibid.* <<https://qdd.oecd.org/subject.aspx?Subject=ILR>> で確認できる。米国及び英国で導入された支払利子控除の制限措置の詳細については、PwC「諸外国における BEPS 最終報告書を受けた対応状況に関する調査」2018.3.28, pp.13-37. 金融庁ウェブサイト <<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20190219/20190227beps.pdf>> が詳しい。

(73) イタリアでは2008年に、ベルギーでは2019年にそれぞれ支払利子控除を制限する措置が導入された。イタリアの法人税がACEとCBITの両方の性質を有している点については、鈴木 前掲注(2), p.181で指摘されている。

(74) 具体的には、①あらゆる所得が労働所得と資本所得に分けられる、②基本的には全ての所得が一律で課税され、労働所得には付加的な累進税率が課される、③課税ベースについては、資本所得と労働所得を分けて課税する方法と、両所得に共通の税率を適用した後で労働所得に付加的な累進税率を課する方法がある、④配当に対する法人段階と個人段階の二重課税は、完全インピュテーション方式（前掲注(63)参照）等によって回避される、⑤キャピタルゲインに対する法人段階と個人段階の二重課税は、内部留保による株価上昇を調整する仕組みによって回避される、⑥支払利子やロイヤリティ等は、法人段階又はその他の経済主体の段階で源泉徴収税が課される、⑦個人事業者や同族非公開企業等の課税所得は、資本所得と労働所得に分けられ、前者は企業価値に対する仮想的な収益を用いて算出、後者は全体から当該収益を差し引いて算出される、という7つの特徴がある。Sijbren Cnossen, “Taxing Capital Income in the Nordic Countries,” *idem, ed., op.cit.*(65), pp.180-213; 鈴木 前掲注(2), p.188.

(75) 鈴木 同上, p.27.

(76) 同上, p.189.

(77) 本項の記述については、同上, pp.15-16, 19を参照した。

よって、これらの中立性が確保されるか否かが異なる。

直接税の課税地原則には、一般に、①所得の発生国(源泉地国)で課税する「源泉地主義(source principle)」と②個人又は法人が住所又は本拠地を置く国(居住地国)で課税する「居住地主義(residence principle)」の2つがある。上述の4つの提案(キャッシュフロー法人税、ACE、CBIT及び二元的所得税)は、いずれも課税地原則として源泉地主義を採用する(表1)。源泉地主義の法人税では、平均実効税率の上昇が企業の立地選択に悪影響を及ぼしたり、法定税率の上昇が多国籍企業に対してグループ内での利益移転によって利益の帰属先を操作する誘因をもたらしたりする。そのため、上述の4つの提案の下でも、企業の立地選択と利益移転に対する非中立性は解消されない。

(2) 仕向地主義キャッシュフロー法人税

企業の立地選択と利益移転に対する非中立性の問題を解決する方法⁽⁷⁸⁾の1つとして提案されているのが、仕向地主義キャッシュフロー法人税(DBCFT)である⁽⁷⁹⁾。「仕向地主義(destination principle)」は、一般に間接税で適用される課税地原則の1つ⁽⁸⁰⁾であり、財・サービスの最終消費地で課税するために、国境税調整(輸入課税及び輸出免税)が行われる。DBCFTは、キャッシュフロー法人税に仕向地主義を適用するものである。その課税ベースは、キャッシュフロー法人税の課税ベース(資本所得-投資)に国境調整に対応した金額(輸入-輸出)を加えたものであり、「消費-賃金(労働所得)」と等しくなる⁽⁸¹⁾。DBCFTには、「Rベース」と「R+Fベース」のいずれのキャッシュフロー法人税を採るかで2つの類型がある。DBCFT(Rベース)は、付加価値税(Value Added Tax: VAT)と同様に金融取引を課税対象にせず、課税ベースがVATに類似する(VATの課税ベースである消費から賃金を控除したものと等価となる)ことから、VAT型DBCFTとも呼称される。VAT型DBCFTは、インボイス方式のVATではなく、控除方式のVATと近い性質を有すると整理される⁽⁸²⁾。

(78) 企業の立地選択と利益移転に対する中立性が確保される課税地原則には「純粋な居住地主義」もある。これは、法人又は個人株主の居住地国で、全世界所得(国外所得を含む)に発生ベースで課税する提案である。この方式は、課税地となる居住地国が所得の発生国(源泉地国)よりも特定しやすく、課税ベースが利益の発生場所に依存しないことから、概念としては源泉地主義よりもグローバル経済に対応しやすいとされる。他方で、この方式は、自国の課税管轄外となる国外所得に対しても発生ベースで課税することが求められ、世界各国の課税当局との協力が必要になるため、現実的に実施は困難とされる。同上、pp.199-201。

(79) DBCFTに関する説明については、同上、pp.201-205; 佐藤 前掲注(13)、pp.40-42; 河音琢郎・篠田剛「国境調整税の理論と政策」『立命館経済学』67巻2号、2018.7、pp.101-118。<http://ritsumeikeizai.koj.jp/koj_pdfs/67201.pdf>等を参照した。

(80) 間接税には、もう1つの課税地原則として、財・サービスの原産地(生産地)に課税権を認め、当該地に税収を帰属させる「原産地主義(origin principle)」がある。財・サービスの原産地は、企業の生産・製造の拠点であり、所得の源泉地に相当することから、原産地主義と源泉地主義は類似の課税地原則であると考えられる。

(81) 政府部門を除く国民所得(Y)は、「 $Y=C$ (消費)+ I (投資)+ X (輸出)- M (輸入)」と表される。この式は、「 Y =資本所得(R)+労働所得(W)」であることを踏まえると、「 $R+W=C+I+X-M$ 」と表すことができ、これを变形すると「 $C-W=R-I+M-X$ 」となる。DBCFTはこの右辺に課税するものであり、その課税ベースは資本所得から投資を控除(即時償却)($R-I$)し、貿易赤字($M-X$)を加えたものとなる。これは、左辺に示した、国内の消費から労働所得を控除したもの($C-W$)に等しくなる。河音・篠田 前掲注(79)、p.103。

(82) OECD, *op.cit.*(1), p.145. 付加価値税では、売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除して税額を計算する「仕入税額控除」という仕組みが採られている。納付税額の算定方法には、①個々の取引に係るインボイス(税額が明記された取引伝票)に基づき算定する「前段階税額控除方式」と②帳簿に基づき計算した課税売上げに係る税額から課税仕入れに係る税額を控除して算定する「控除方式」の2つがある。鎌倉治子『諸外国の付加価値税2018年版』(調査資料2017-1-a 基本情報シリーズ24)国立国会図書館、2018、pp.17-18。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11056198_po_201803ma.pdf?contentNo=1> なお、我が国では令和5(2023)年10月にインボイス制度(①に相当)の導入が予定されているが、それまでは②に相当する制度が導入されている。

DBCFTは、財・サービスの生産・供給地がどこであれ、国内向けの売上げから生じる利益に課税するため、国際的な企業立地に悪影響を及ぼさない。さらに、DBCFTでは、移転価格の操作による利益移転の問題も解決される。この問題は、国内企業が低税率国に所在する外国子会社から通常より高い価格で製品等を輸入して損金算入額を拡大したり、逆に通常より低い価格で製品等を輸出して課税所得を縮小したりすることで発生する。DBCFTでは、輸入は控除されず、課税ベースに含まれる一方、輸出は課税ベースに含まれないことから、移転価格の操作は無効化されると考えられている⁽⁸³⁾。

DBCFTは、様々な利点を有する一方、その導入に伴う複数の問題点が指摘されている⁽⁸⁴⁾。すなわち、①WTO（World Trade Organization. 世界貿易機関）ルールでは、間接税の国境税調整が認められている一方、直接税の国境税調整は輸出補助金に相当するとして認められない可能性が高く、DBCFTは同ルールに抵触するおそれがあること、②従来型の法人税で立地特有のレントへの課税によって多くの税収を得ている輸出国では、DBCFTの導入によって法人税収の減少（反対に輸入国では法人税収の増加）が見込まれること、③国内で生産・製造した製品を専ら海外に輸出する企業では、国内向けの売上げ（国内消費）がゼロである中で賃金が控除されることにより課税ベースがマイナスとなり、政府が当該企業の税務上の欠損金に対して還付を余儀なくされること、④従来型の法人税にはない国境税調整が導入されることから、その適正な実施を確保するために税務行政コストの増加が避けられないこと、⑤VAT型DBCFTの導入は、付加価値税の増税と労働所得税の減税と税等価であることから、VATの導入国（OECD諸国では米国以外の国で導入済み⁽⁸⁵⁾）では多額の導入コストをかけて現行の法人税をVAT型DBCFTに移行する必要性に乏しいこと、等である。

マリーズ・レビューの論文集の法人所得税に関する論文では、DBCFTの導入が提案されている⁽⁸⁶⁾。しかし、同レビューの英国税制に対する改革提言では、上述の⑤を理由にDBCFTを採用せず、現実の開放経済で実現可能な改革案として源泉地主義のACEを導入することが掲げられている⁽⁸⁷⁾。

VATの導入国では課税ベースの近いDBCFTを導入することは想像し難いものの、VATの未導入国では従来型の法人税をDBCFTに移行することがより現実的な選択肢となり得ると指摘されている⁽⁸⁸⁾。米国では、これまでに少なくとも2度、連邦法人税の改革案としてDBCFTの導入が検討されてきた。1度目は、ブッシュ（子）（George W. Bush）政権下で、大統領税制改革諮問委員会が2005年11月に抜本的な税制改革案の1つとして提案した「成長及び投資税制（Growth and Investment Tax: GIT）」である⁽⁸⁹⁾。この提案では、連邦法人税の改革案としてDBCFTに相当する制度の導入が盛り込まれた。2度目は、トランプ（Donald Trump）政権下で、共和党指導部が2017年税制改革法⁽⁹⁰⁾の制定過程において、DBCFTを理論的な背景として「国

⁽⁸³⁾ 鈴木 前掲注(2), p.203; OECD, *ibid.*, pp.113-114.

⁽⁸⁴⁾ 問題点の記述は、鈴木 同上, pp.203-204; OECD, *ibid.*, p.147; 河音・篠田 前掲注(79), pp.110-111 等による。

⁽⁸⁵⁾ 鎌倉 前掲注(82), p.57.

⁽⁸⁶⁾ Auerbach et al., *op.cit.*(16), pp.882-890.

⁽⁸⁷⁾ Mirrlees et al., *op.cit.*(1), pp.450, 492-494.

⁽⁸⁸⁾ OECD, *op.cit.*(1), p.147.

⁽⁸⁹⁾ President's Advisory Panel on Federal Tax Reform, "Simple, Fair, and Pro-Growth: Proposals to Fix America's Tax System," 2005.11, pp.151-190. <<https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/documents/report-fix-tax-system-2005.pdf>> この提案は、イラク戦争等の影響を受けて実現には至らなかった。

⁽⁹⁰⁾ An Act to provide for reconciliation pursuant to titles II and V of the concurrent resolution on the budget for fiscal year 2018 (P.L.115-97).

境調整 (border adjustment)」の導入を検討した⁽⁹¹⁾。しかし、いずれも提案又は検討にとどまり、DBCFT は実現には至っていない。

II 法人税の抜本的改革方法の主な事例

1 キャッシュフロー法人税

(1) 概要

完全なキャッシュフロー法人税ではないが、これに近い形で課税が実施されている事例として、エストニアの法人税や英国及びノルウェーにおける石油事業に対する税がある⁽⁹²⁾。最近では、米国で連邦法人税をキャッシュフロー法人税に接近させる見直しが実施されている。

過去の導入事例としては、メキシコやマケドニア（現在の北マケドニア）等がある⁽⁹³⁾。メキシコでは、税制の簡素化、新規投資の増加を通じた雇用促進・貧困削減等を目的として、2008年からキャッシュフロー法人税（R ベースを基本とし、金融機関には R+F ベースを適用）が導入された。同税は、導入目的とは裏腹に企業の納税協力コストを増加させたこと、中小企業が不利益を被る事例が多かったこと等を理由に、2013 年末で廃止された。マケドニアでは、金融危機に対応するための時限措置として、後述のエストニアと同様、配当利益のみを課税対象とする S ベースのキャッシュフロー法人税が 2009 年に導入されたが、2014 年に廃止された。

(2) エストニア

エストニアでは、2000 年に従来型の法人税が廃止され、代わりに企業の配当利益に一定の調整を行った額⁽⁹⁴⁾を課税ベースとする「配当税」が導入された。同税を導入した目的は、税制を簡素化し、企業の納税協力コスト及び課税当局の税務行政コストを削減すること、外国資本の導入を促進すること等である⁽⁹⁵⁾。配当税の税率は、25%⁽⁹⁶⁾である（2021 年現在）。個人段階で配当に対する資本所得税は存在しないことから、これが法人・個人の両段階で配当に対して適用される税率となる。

配当税は、新株発行を課税ベースから控除しないという点で、完全な S ベースのキャッシュ

(91) 国境調整の提案は、2016 年の大統領選挙時に共和党が策定した政策綱領に盛り込まれ、2017 年税制改革法の制定過程で一時的議論された。“A Better Way: Our Vision for a Confident America,” 2016.6.24. (Internet Archive により保存されたページ) <https://web.archive.org/web/20190113141017/https://abetterway.speaker.gov/_assets/pdf/ABetterWay-Tax-PolicyPaper.pdf> 国境調整の導入が頓挫した理由としては、輸入課税による輸入品価格の上昇に対する懸念から、国内流通業等を中心に反対の声が相次いだこと等が挙げられる。河音・篠田 前掲注(79), pp.113-114.

(92) 本節の導入事例に関する説明は、主に OECD, *op.cit.*(1), pp.116-117 による。なお、同報告書は、本文中で紹介する 3 つの事例に加えて、イタリアの IRAP（後掲注(94)参照）も取り上げているが、これは外形標準課税（所得型付加価値税）に位置付けられることが多いことから、本文中では取り上げていない。

(93) 過去事例を含むキャッシュフロー法人税の事例を広範に紹介した文献として、ERNST & YOUNG, “Experiences with cash-flow taxation and prospects: Final report,” *Taxation Papers*, No.55, 2015. European Commission website <https://ec.europa.eu/taxation_customs/system/files/2016-09/taxation_paper_55.pdf> がある。

(94) 具体的には、配当及びその他の利益配分に、隠れた利益配分とみなされる経費（①従業員に対するFRINGE ベネフィット、②贈与、寄附及び交際費、③移転価格の調整後利益、④非事業経費）が加算される。IBFD, *Global Corporate Tax Handbook 2021*, 2021, pp.505-507.

(95) ERNST & YOUNG, *op.cit.*(93), pp.55-57.

(96) 配当税は、配当利益に対して 20/80（税率 25%）で課される。配当利益と配当税を合わせた総額に対する税率は、20% となる。

フロー法人税とは異なるものの、これに近い税であると整理されている⁽⁹⁷⁾。配当税の下では、新株発行が課税ベースから控除されず、配当利益のみが課税され、非配分利益（留保利益）が課税されないことから、新株発行より内部留保を優遇する歪み⁽⁹⁸⁾や、企業に利益処分で配当より内部留保を選好させる歪みがもたらされる。他方で、法人段階と個人段階で統合して見た場合には、個人段階での配当に対する課税は存在しない一方、利子所得には個人段階で25%の税率で課税されることから、株式調達と負債調達の収益には同じ税率（25%）が適用され、株式調達と負債調達の選択に対する中立性は確保される。また、配当税は、法人のみならず、非法人組織にも適用されることから、組織形態の中立性も確保される。

(3) 英国

英国では、北海油田に関連する税として、リングフェンス法人税（Ring Fence Corporation Tax）、追加課税（supplementary charge）、石油収入税（Petroleum Revenue Tax）、の3つがある。これらの税は、実質的にキャッシュフロー法人税として機能しているとされる⁽⁹⁹⁾。

リングフェンス法人税は、石油ガスの掘削及び製造による所得に対して、税率30%を課すものである。当該所得の計算方法は通常の法人税と基本的に同じであるが、その他の事業所得と分離して計算が行われる。これは、その他の事業活動による損失・支払利子との相殺・控除によって、石油ガスの掘削及び製造による所得が圧縮されるのを防止するためである。リングフェンス法人税では、投資支出の即時償却が認められる一方、同一所得内では支払利子控除が認められている。リングフェンス法人税には、税率10%の追加課税が課される。

石油収入税は、1993年3月16日より前に開発認可を得た油田からの所得に対して税率50%を課し、投資支出の即時償却を認める一方、支払利子控除を認めないというRベースのキャッシュフロー法人税であった。石油収入税の税率は、2016年以降、0%とされているが、繰越欠損金の残存等を理由に、税目としては維持されている。

(4) ノルウェー

ノルウェーでは、ノルウェー大陸棚における石油事業からの所得に対して、キャッシュフロー法人税に近い形で課税が行われている⁽¹⁰⁰⁾。具体的には、当該所得に対して、通常の法人税率22%と特別税率56%が課される。探索や研究開発等に要する費用は、即時償却が認められる。それ以外の投資支出は、6年間で減価償却が行われるが、石油事業の正常収益に課税しないことを目的として、最初の4年間に特別償却（各年の償却率を5.2%分加算）が認められる。支払利子控除は一定の制限の下で認められる。

⁽⁹⁷⁾ OECD, *op.cit.*(1), pp.117-118; 鈴木 前掲注(2), pp.161-163.

⁽⁹⁸⁾ これは、新規投資の資金を新株発行によって確保することの多い未成熟企業と比べて、同資金を内部留保で確保することの多い成熟企業に有利に働くことを意味する。

⁽⁹⁹⁾ OECD, *op.cit.*(1), p.116; HM Revenue & Customs, "Oil and gas finance and taxation: detailed information." GOV.UK website <<https://www.gov.uk/topic/oil-and-gas/finance-and-taxation>>

⁽¹⁰⁰⁾ OECD, *ibid.*, pp.116-117; "Norway: Corporate - Taxes on corporate income," 2021.2.6. PwC website <<https://taxsummaries.pwc.com/norway/corporate/taxes-on-corporate-income>>

(5) 米国

トランプ政権下で2017年12月に制定された2017年税制改革法では、①連邦法人税率（基本税率）の35%から21%への引下げ、②時限的な100%即時償却の導入⁽¹⁰¹⁾、③支払利子について調整後課税所得の30%超の部分を損金不算入とする措置の導入、④繰越欠損金の控除上限を課税所得の80%に制限する措置の導入、等が実施された。米国の法人税は、②の措置の導入によって、時限的ではあるものの、キャッシュフロー法人税（Rベース）に接近したと指摘されている⁽¹⁰²⁾。他方で、支払利子控除が一部で認められ（③の措置）、繰越欠損金の上限が課される（④の措置）など、純粋なキャッシュフロー法人税から乖離する部分も見られる。

2 ACE

(1) 概要

第I章3(2)(ii)で前述したとおり、ACEの類型は、控除額算定の基礎となる株主基金について、①自己資本の簿価総額を用いる「ハードなACE」と②自己資本の新規増加分を用いる「ソフトなACE」に大別される⁽¹⁰³⁾。

①を導入した国には、クロアチアやベルギー等がある。①の方式では、自己資本の簿価総額にみなし利率を乗じて算定した「自己資本に係る正常収益」を課税ベースから全て控除する仕組みが採られる。この仕組みは、IFSが提唱した理論上のACEにも比較的近いとされ、「完全な（full）ACE」とも呼ばれる⁽¹⁰⁴⁾。

②を導入した国には、イタリアやオーストリア等がある。ACEの導入事例には、株主基金の設定方法以外にも、自己資本に係る正常収益に標準税率に代わって軽減税率を適用する方法（イタリア（1997～2003年）、オーストリア）や、自己資本のみなし利子を実際に株主に支払うことを控除の条件とする方法（ブラジル）など、自己資本に係る正常収益を課税ベースから完全に控除しない制度が存在する。これらの制度も、「ソフトなACE」ないし「部分的な（partial）ACE」と呼称される⁽¹⁰⁵⁾。本稿では、IFSが提唱したACEから乖離した制度全般を「ソフトなACE」と呼称する。

ACE導入国の主な事例は、表4のとおりである。

(101) 2017年9月28日から2022年末までに取得し、かつ、事業の用に供用された一定の償却資産に適用される。2023年以降は毎年20%ずつ償却率が縮小され、2026年末で廃止される。

(102) 伊藤公哉『アメリカ連邦税法—所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで— 第7版』中央経済社、2019、pp.426-427；田近栄治「時事解説 キャッシュフロー法人税—あるべき税制の下で企業の成長支援を目指せ—」『税務弘報』68巻7号、2020.7、p.165。

(103) 各国の導入事例で特に参考した文献がある場合には個別に引用するが、複数国の導入事例について参照した文献として、Hebous and Ruf, *op.cit.*(56), pp.134-136, 147; Jan Kock and Marcel Gérard, “The Allowance for Corporate Equity in Europe: Latvia, Italy and Portugal: First Draft,” *Proceedings. Annual Conference on Taxation and Minutes of the Annual Meeting of the National Tax Association*, Vol.111, 2018.5.21, pp.2-7. <https://ntanet.org/wp-content/uploads/2019/03/Session1225_Paper1334_FullPaper_1.pdf>; 井上・山田 前掲注(53), pp.8-13; Alexander Klemm, “Allowances for Corporate Equity in Practice,” *IMF Working Paper*, WP/06/259, 2006.11, pp.1-10. <<https://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2006/wp06259.pdf>>; 鈴木 前掲注(2), pp.177-181 等がある。

(104) Klemm, *ibid.*, pp.1-10 は、IFSの提案に近いACEを「完全なACE」、これと乖離する要素を有するACEを「部分的なACE」と呼称している。

(105) Jan Kock, “The Latvian Allowance for Corporate Equity: Analysis of Effects on Firm Leverage Using Differences-in-Differences,” *Faculté des sciences économiques, sociales, politiques et de communication, Université catholique de Louvain*, 2017, p.3. <<https://dial.uclouvain.be/memoire/ucl/en/object/thesis%3A12917>>

表4 ACE 導入国の主な事例

国（導入年） 【類型】	英語名称	株主基金【A】	みなし利子率【B】	補足説明
クロアチア (1994～2000年) 【ハード】	Protective Interest	自己資本の簿価	5%+工業製品のインフレ率（正の場合）	みなし正常収益（【A】×【B】、以下同様）を課税ベースから控除
ブラジル (1996年～) 【ソフト】	Remuneration of Equity	自己資本の簿価	ブラジル中央銀行が公表する前年度の長期金利	みなし正常収益が「自己資本利子」として株主に支払われる場合に、課税ベースから控除。個人株主への支払時には税率15%で源泉徴収
イタリア第1期 (1997～2003年) 【ソフト】	Dual Income Tax	自己資本の増加分（制度導入後）（1999年以前と2002年以降は当該額の100%、2000年は同120%、2001年は同140%）	1997～2000年は7%、2001年以降は6%	みなし正常収益に軽減税率19%を適用。2001年までは軽減税率適用後の平均税率の下限を27%に設定
イタリア第2期 (2011年～) 【ソフト】	Aid to Economic Growth	自己資本の増加分（制度導入後）	2011～2013年は3%、2014年は4%、2015年は4.5%、2016年は4.75%、2017年は1.6%、2018年は1.5%、2019年以降は1.3%	みなし正常収益を課税ベースから控除
オーストリア (2000～2004年) 【ソフト】	Notional Interest	自己資本の新規増加分（当該年の平均値と過去7年間の各平均値の最大値との差）	流通市場における国債の平均利率+0.8%ポイント	みなし正常収益に軽減税率25%を適用
ベルギー (2006年～) 【ハードからソフトに移行】	Notional Interest Deduction	【2017年まで】 自己資本の簿価 【2018年以降】 課税期間の期首における自己資本と過去5か年の各期首における自己資本の平均値との差額	税務申告年の2年前のベルギー10年償還国債の平均金利。当初は上限が6.5%、2012年以降3%に引下げ。中小企業は0.5%ポイントの上乗せ	みなし正常収益を課税ベースから控除。2013年から未使用分の控除額の繰越し控除が廃止。同年から大企業が支払配当に対する法人税を負担していない場合に追加課税する制度（FaTa）が導入（2018年に廃止）
ポルトガル (2008年～) 【ソフト】	Notional Allowance for Share Capital	当該会計年度における法人設立時の資本出資額又は自己資金の増加額	2008～2013年は3%、2014～2016年は5%、2017年以降は7%	2017年改正前は中小企業を対象、改正後は全企業を対象。現行制度では、みなし正常収益を課税ベースから控除（控除額は200万ユーロを上限）
ラトビア (2009～2014年) 【ソフト】	Notional Interest Deduction	内部留保	ラトビアの銀行が国内の非金融企業に適用する貸付金利（年間加重平均）	みなし正常収益を課税ベースから控除
リヒテンシュタイン (2011年～) 【ハード】	Notional Interest Deduction	調整後の自己資本の額	各年で設定（現状では4%が継続的に使用）	みなし正常収益を課税ベースから控除
キプロス (2015年～) 【ソフト】	Notional Interest Deduction	自己資本の増加分（制度導入後）	①新規自己資本が投資された国の10年物国債の金利又は②キプロスの10年物国債の金利に3%（2020年以降は5%）を加算した率のいずれか高い方	みなし正常収益（課税所得の80%を上限）を課税ベースから控除
トルコ (2015年～) 【ソフト】	Notional Interest Deduction	既存の株式会社の場合は払込資本金の現金増加額、新設された株式会社の場合は現金出資額	銀行が国内向け商業融資に適用する金利（年間加重平均）で、トルコ中央銀行が毎年公表するもの	みなし正常収益の50%を課税ベースから控除

国（導入年） 【類型】	英語名称	株主基金【A】	みなし利子率【B】	補足説明
マルタ (2018年～) 【ハード】 ^(注)	Notional Interest Deduction	リスク性資産（株式資本、株式プレミアム、正の内部留保等）の簿価	リスクフリー利率（残存期間約20年のマルタ国債の満期金利に基づき設定）+プレミアム分（5%）	みなし正常収益（課税所得の90%を上限）を課税ベースから控除。自己資本に対するみなし利子は、株主側で相当分の利子所得を受け取ったとみなされる
ポーランド (2019年～) 【ソフト】	Notional Interest Deduction	自己資本の増加額（追加の払込資本金及び準備金に割り当てられた純利益）	ポーランド国立銀行の基準金利に1%ポイントを加算した率	みなし正常収益を課税ベースから控除（控除の上限は25万ポーランド・ズロチ）
スイス (チューリッヒ州) (2020年～) 【ソフト】	Notional Interest Deduction	長期的な事業活動に必要とみなされる自己資本の超過分	10年物のスイス連邦債の金利に基づき設定	みなし正常収益を課税ベースから控除

(注) 株主基金の計算に簿価総額方式が用いられる点に着目して「ハード」に分類した。

(出典) Shafik Hebous and Martin Ruf, "Evaluating the effects of ACE systems on multinational debt financing and investment," *Journal of Public Economics*, Vol.156, 2017.12, p.147; Alexander Klemm, "Allowances for Corporate Equity in Practice," *IMF Working Paper*, WP/06/259, 2006.11, p.8. <<https://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2006/wp06259.pdf>>; IBFD, *Global Corporate Tax Handbook 2021*, 2021; 各国法令等を基に筆者作成。

(2) クロアチア

クロアチアは、最初の ACE の導入国であり、1994～2000年まで「ハードな ACE」に分類される制度を導入していた⁽¹⁰⁶⁾。同国では1980年代末から1990年代初頭に社会主義から資本主義への移行が進められ、企業部門における資本蓄積の必要性が高まる中で、ACEが自己資本の充実に適合した税制として導入された⁽¹⁰⁷⁾。また、同国では、1994～1998年にかけて、①VATの課税ベース拡大、②利子、配当及びキャピタルゲインに対する所得税の非課税化、③法人税における正常収益の非課税化（すなわち ACE の導入）の3つを主な内容とする税制改革が実施された。ACE の導入は、税制全体を「所得課税」から「消費課税」（第 I 章 1 参照）に移行することを主眼とする見直しの一環として実施された側面もあると指摘されている⁽¹⁰⁸⁾。

クロアチアの ACE は、自己資本の簿価（制度導入前に蓄積された自己資本も対象）にみなし利子率を乗じた額を法人税の課税ベースから控除する仕組みであった。みなし利子率は、5%に工業製品のインフレ率（正の場合のみ）を加えたものとされた。例えば、2000年半ばのみなし利子率は11.2%であった。同国の ACE では、毎月、バランスシートの変化に合わせてみなし利子率を適用して控除額を計算することが求められた。これは、バランスシートの日付上の操作を通じて法人税額を減少させる誘因を取り除くことが目的であった。頻繁な控除額の計算は、株式調達に係る正常収益のより正確な控除を可能にする一方、制度の複雑性と運用コストを高める一因になったと指摘されている⁽¹⁰⁹⁾。

クロアチアでは、2001年に新政権の下で雇用と投資を促進するための経済対策として、法人課税の抜本的な見直しが実施された。その一環で、① ACE の廃止とともに、②法人税率（法

⁽¹⁰⁶⁾ 本項の記述については、Michael Keen and John King, "The Croatian Profit Tax: An ACE in Practice," *Fiscal Studies*, Vol.23 No.3, 2002.9, pp.401-418 等を参照した。1990年代のクロアチアにおける税制改革全般については、Manfred Rose and Rolf Wiswesser, "Tax Reform in Transition Economies: Experiences from the Croatian Tax Reform Process of the 1990s," Peter Birch Sørensen, ed., *Public Finance in a Changing World*, London: Palgrave Macmillan, 1998, pp.257-278 が詳しい。

⁽¹⁰⁷⁾ 手塚貴大『法人・企業課税の理論』（租税法研究双書 8）弘文堂、2017, pp.131-132.

⁽¹⁰⁸⁾ Keen and King, *op.cit.*(106), pp.401-402.

⁽¹⁰⁹⁾ *ibid.*, p.414. なお、理論上の理想に近づけるために、どの程度、複雑な制度を容認するかは、判断の問題であるとも指摘される。

定税率)の35%から20%への引下げ、③投資優遇税制の導入、④留保利益の非課税化(配当利益は課税)、⑤新規雇用者に対する給与の追加控除の導入、が実施された⁽¹¹⁰⁾。

クロアチアのACEは数年で廃止に至ったが、キーン(Michael Keen)氏とキング(John King)氏は、2002年に公表した論文の中で、資本集約型産業や一部の国有企業に対する優遇税制であるなど、同制度に寄せられていた批判に反論している。その上で、両氏は、クロアチアのACEに技術的な問題があったわけではなく、多くの点でうまく機能しており、「ACEは最初の実地試験に合格した」との評価を与えている⁽¹¹¹⁾。

(3) ブラジル

ブラジルは、クロアチアに次ぐACEの導入国であり、1996年に「ソフトなACE」に相当する制度⁽¹¹²⁾を導入した⁽¹¹³⁾。早期にACEを導入した国ではACEを廃止した国も見られる中で、ブラジルでは今日までACEが存続されている⁽¹¹⁴⁾。

ブラジルでは1996年に大規模な税制改革が実施された⁽¹¹⁵⁾。具体的には、①ブラジル法人からの配当の非課税化、②税務及び企業会計上のインフレ調整(財務諸表上の資産再評価)の廃止、③法人税率の引下げ、④ACEの導入、が実施された。従前のインフレ調整はインフレによる純資産価額の増加分を損金算入額の増加で相殺する制度であったが、これを廃止すると、正の純資産を有する企業では税負担が増加するため、負担軽減措置として同時に法人税率の引下げが実施された。しかし、この措置だけでは、インフレ調整の廃止後も名目利子を控除できる「負債(他人資本)」を多く有する企業と、同様の控除が認められない「株式(自己資本)」を多く有する企業では、後者が相対的に多くの不利益を被ることになる。そのため、負債調達と株式調達との間で中立性を確保するために、ACEが導入されたと指摘されている⁽¹¹⁶⁾。

ブラジルのACEには、理論上のACEや他国におけるACEの導入事例とは大きく異なる特

⁽¹¹⁰⁾ ACEの廃止決定について明確な理由は示されていないが、その背景には、①法定税率の引下げに対する要求があったこと、②実際には根拠に乏しいものの、ACEの懸念点(後掲注⁽¹¹¹⁾参照)をめぐる議論が影響したこと、③1999年にトゥジマン(Franjo Tudjman)大統領(当時)が死亡して以降、政治的な変革が求められていたことがあると指摘されている。*ibid.*, p.417.

⁽¹¹¹⁾ *ibid.*, pp.401-418. 同論文は、①労働集約型産業よりも資本集約型産業を優遇するという批判に対しては、公共事業部門(電気・ガス・水道)を除けば、ACE控除額と資本集約度の中に有意な正の相関関係は見られないこと、②過大評価された資産を有する一部の国有企業や元国有企業ほど、ACE控除額が大きくなるという批判に対しては、古い資産の償却が進むにつれてACE控除額は小さくなるので、この問題は時間の経過とともに解消されること、③二国間租税条約で相手国から法人所得税とみなされなくなるとの懸念に対しては、そうした懸念は現実にはなっていないこと、④みなし利率の水準については、金融市場が発達した国では公債の金利がリスクフリーな利率の合理的な近似値とみなされるが、金融市場が未発達なクロアチアでは、5%に工業製品のインフレ率を加算する方法は妥当であったこと、等を指摘している。また、同論文は、2000年にはACEによって法人税の課税ベースが約3分の1減少していた(これに基づくACEを廃止した場合に法人税収は約2分の1増加した)との試算を示す一方、ACE導入時における法人税収の対GDP比はEU諸国や中東欧諸国の平均値よりも少し低い程度であったことや、1990年代後半にクロアチアはチェコを除く近隣諸国の中で最も多くの対内直接投資を獲得していたこと等も指摘している。

⁽¹¹²⁾ 制度のポルトガル語名はRemuneração do Capital、英語名はRemuneration of Equityである。

⁽¹¹³⁾ 本項の記述については、Márcio Telles Portal and Luis Laureano, "Does Brazilian allowance for corporate equity reduce the debt bias? Evidences of rebound effect and ownership-induced ACE clientele," *Research in International Business and Finance*, Vol.42, 2017.12, pp.480-495; Jacques Malherbe and Gustavo G. Vettori, "Deducting Interest on Equity Capital: Brazilian and Belgian Tax Rules Compared," *European Tax Studies*, No.1/2010, 2010.3. <<https://ste.unibo.it/article/view/4789/4310>>; 山田直夫「ブラジルのACE—資本構成、配当政策への影響を中心に—」『証券経済研究』107号, 2019.9, pp.21-31. <https://www.jsri.or.jp/publish/research/pdf/107/107_02.pdf>等を参照した。

⁽¹¹⁴⁾ 現行制度に関する以下の説明は、IBFD, *op.cit.*(94), p.205を主に典とする。

⁽¹¹⁵⁾ Lei Nº 9.249, de 26 de Dezembro de 1995, Altera a legislação do imposto de renda das pessoas jurídicas, bem como da contribuição social sobre o lucro líquido, e dá outras providências.

⁽¹¹⁶⁾ Malherbe and Vettori, *op.cit.*(⁽¹¹³⁾), p.12.

徴が3つある⁽¹¹⁷⁾。第一に、他国における ACE の導入事例では、みなし利子は算定されるだけで、実際には株主に支払われないのに対して、ブラジルでは、自己資本のみなし利子は「自己資本利子」⁽¹¹⁸⁾と呼称され、これが実際に株主に支払われた場合に、法人税の課税ベースから控除される⁽¹¹⁹⁾。自己資本利子の額は、前年度の自己資本（純資産）⁽¹²⁰⁾にみなし利子率を乗じて計算される。みなし利子率は、ブラジル中央銀行が公表する前年度の長期金利が使用される。第二に、ACE の適用には一定の要件と上限が課される。具体的には、ACE を適用するためには、前年度の利払前・税引前利益又は利益剰余金が正となることが求められる。その上で、自己資本利子の控除額は、利払前・税引前利益の 50% 又は利益剰余金の 50% のいずれか大きい方が上限とされる。第三に、自己資本利子が株主に支払われる際には、源泉徴収税が税率 15% で課される⁽¹²¹⁾。受取手が個人株主の場合、15% の源泉徴収が最終的な課税となり、個人段階で別途課税は行われない。受取手がブラジル法人の場合、当該利子を課税所得に含めて法人税額を算定した後に、支払済みの源泉徴収税が税額控除される。自己資本利子は支払側で控除対象となる一方、源泉徴収を通じて受取側が個人株主の場合に課税対象となる仕組みが採られている。

(4) イタリア

イタリアでは、1997～2003 年（第 1 期）と 2011 年以降（第 2 期）の 2 度にわたって「ソフトな ACE」に分類される制度が導入されている。

(i) 1997～2003 年（第 1 期）

イタリアでは、1996 年から一連の法人税改革が開始され、1997 年に「ソフトな ACE」に相当する制度が導入された⁽¹²²⁾。法人税改革の目的は、①高い法定税率及び平均実効税率の引下げと②負債調達と株式調達に対する税制上の取扱いの格差縮小を同時に達成することであった⁽¹²³⁾。具体的には、地方税では、従前の地方法人所得税を廃止し、課税ベースの広い外形標準課税の一種である「州生産活動税」⁽¹²⁴⁾を導入することで、法定税率と平均実効税率が引き下げられた。同時に、国税の法人税では、「二元的所得税（DIT）」と呼称される ACE に相当する制度（以下「第 1 期 ACE」）が導入された。同制度では、制度導入後の自己資本の増加分に対する正常収益には軽減税率、これを超える超過収益には標準税率が適用される。制度名称は

(117) Portal and Laureano, *op.cit.*(113), pp.482-483.

(118) ポルトガル語名は Juros sobre Capital Próprio、英語名は Interest on Equity である。

(119) 自己資本利子は、法人税の課税ベースから控除される、特別な形態の「配当」の一種（上限額は自己資本とみなし利子率によって決定）であると言われる。Klemm, *op.cit.*(103), p.6.

(120) 再評価剰余金（資産の再評価によって帳簿価額が増加する場合にその額を計上）は除外される。

(121) Malherbe and Vettori, *op.cit.*(113), p.5.

(122) Legge 23 dicembre 1996, n. 662, Misure di razionalizzazione della finanza pubblica と同法の委任に基づく Decreto legislativo 18 dicembre 1997, n.466 によって、第 1 期 ACE が導入された。制度概要や趣旨については、Ernesto Zangari, "Addressing the Debt Bias: A Comparison between the Belgian and the Italian ACE Systems," *Taxation Papers*, No.44, 2014, pp.28-31. European Commission website <https://ec.europa.eu/taxation_customs/system/files/2016-09/taxation_paper_44.pdf>; Paolo Panteghini et al., "Reforming Business Taxation: Lessons from Italy?" *International Tax and Public Finance*, Vol.8 No.2, 2001.2, pp.191-210. <https://www.researchgate.net/publication/5148534_Reforming_Business_Taxation_Lessons_from_Italy> を参照した。

(123) Panteghini et al., *ibid.*, pp.2, 6.

(124) 制度名は、Imposta Regionale sulle Attività Produttive (IRAP) である。IRAP は、イタリア各州における純生産額（＝総収入に一定の調整を加えた額－財・サービスの原材料費等）を課税ベースとする税で、外形標準課税（所得型付加価値税）の一種に位置付けられる。IRAP では支払利子控除が認められず、課税ベースに支払利子が含まれることから、地方税の法人課税でも負債調達と株式調達の取扱いの格差は縮小されることになる。この手法は、ACE（自己資本に係る正常収益の控除を導入）とは逆のアプローチで、CBIT（支払利子控除を否認）に通ずるものと言える。なお、IRAP では、課税地原則として原産地主義（前掲注80参照）が用いられている。

北欧諸国の二元的所得税と同じであるものの、その内容は異なる⁽¹²⁵⁾。

第1期 ACE では、制度導入後に増加した自己資本の簿価（2000年には当該額の120%、2001年には同140%、それ以外の年は同100%）にみなし利子率（1997～2000年には7%、2001年以降は6%）を乗じた額に対し、軽減税率19%が適用される⁽¹²⁶⁾。ただし、課税対象となる所得全体に対する平均税率は27%が下限とされ、軽減税率の適用によってこの下限を下回することは認められない（2002年以降、下限は廃止）。株主基金の計算で増加額方式が採用され、資金調達方式の違いに対する税制上の格差が部分的にしか解消されなかったのは、一連の法人税改革で国際的な資本移動に影響を及ぼす法定税率と平均実効税率の引下げが同時に追求された結果であると指摘されている⁽¹²⁷⁾。なお、第1期 ACE の適用範囲には、法人企業に加えて、非法人企業（個人事業者等）も含まれる（後述の2011年以降の制度も同様）。

2001年に新政権が発足すると、新たな法人税改革が実施され、法人税の法定税率が37%から33%に段階的に引き下げられた。これに併せて、第1期 ACE は2001年から段階的に縮小され、2003年末をもって廃止された⁽¹²⁸⁾。

(ii) 2011年以降（第2期）

イタリアでは、2008年以降の世界金融危機と欧州債務危機を受けて財政政策パッケージが実施され、その一環で2011年にソフトな ACE に相当する制度（以下「第2期 ACE」）が再導入された⁽¹²⁹⁾。その目的としては、①資本コストの低下によって新規投資を喚起し、経済成長を促進すること、②株式調達に比べて負債調度を優遇する税制上の取扱いを是正し、イタリア企業の資本構造を強化すること、の2点が挙げられる⁽¹³⁰⁾。

第2期 ACE では、2010年末時点を基準に新規増加した自己資金の簿価にみなし利子率を乗じた額が、そのまま課税ベースから控除される（軽減税率は適用されない）。みなし利子率は、2011～2013年には3%に設定されたが、2014～2016年に徐々に引き上げられ、2016年には4.75%とされた。当該率は、2017年には1.6%、2018年には1.5%に引き下げられた（表5）。

(125) イタリアの二元的所得税（ソフトな ACE に相当）は、北欧諸国の二元的所得税と理論上の ACE との中間に位置する制度であるとの見方がある。Panteghini et al., *op.cit.*(122), pp.10-15.

(126) なお、通常の法人税率（法定税率）は、1997～2000年に37%、2001～2002年に36%、2003年に34%、2004～2007年に33%であった。

(127) Panteghini et al., *op.cit.*(122), p.2.

(128) 第1期 ACE が廃止された背景には、同制度が北部に立地する少数の大企業にのみ利用されているとの問題意識があったと指摘される。Alessandro Santoro, “Ex-post evaluation of tax reforms: the case of the Italian Partial Ace,” University of Milano-Bicocca, 2005.1, p.2. <https://www.researchgate.net/publication/41537607_Ex-post_evaluation_of_tax_reforms_the_case_of_the_Italian_Partial_Ace>

(129) 第2期 ACE については、OECD, “OECD Tax Database Explanatory Annex, Part II: Taxation of corporate and capital income,” 2020.9, pp.16-17. <<https://www.oecd.org/tax/tax-policy/corporate-and-capital-income-tax-explanatory-annex.pdf>>; 山田直夫「ベルギーとイタリアにおける ACE の比較分析」証券税制研究会編『金融税制と租税体系』日本証券経済研究所, 2014, pp.126-149. <<https://www.jsri.or.jp/publish/general/pdf/g21/04.pdf>>等を参照した。第2期 ACE の制度名は、「経済成長支援税制（イタリア語名は Aiuto alla Crescita Economica、英語名は Aid to Economic Growth）」である。同制度は、Decreto-legge 6 dicembre 2011, n. 201, Disposizioni urgenti per la crescita, l'equità e il consolidamento dei conti pubblici で制定された。緊急法律命令（decreto-legge）は、政府が行う立法的措置で、公布後60日以内に議会の承認を得られない場合には失効するという法形式であり、税制改正を含む各種立法でしばしば用いられる（尾崎護『G7の税制—税制の国際的潮流はどうなっているのか—』ダイヤモンド社, 1993, p.188）。

(130) Paolo Panteghini et al., “Italy’s ACE tax and its effect on a firm’s leverage,” *CESifo Working Paper*, No.3869, 2012.6, p.2. <https://www.cesifo.org/DocDL/cesifo1_wp3869.pdf>; Giampaolo Arachi et al., “Fiscal Reforms During Fiscal Consolidation: The Case of Italy,” *Econpubblica Working Paper*, No.160, 2012.2, p.10. <<https://ssrn.com/abstract=2013240>>

2019年予算法⁽¹³¹⁾では、2018年末をもってACEを廃止し、代わりに2019年から前年度の留保利益に対応する一定の課税所得に軽減税率15%⁽¹³²⁾を適用する新制度（Mini-Ires）の導入が決定された⁽¹³³⁾。しかし、制度が複雑すぎるとの理由から2019年4月に同制度に変更が加えられ、2020年予算法⁽¹³⁴⁾では2019年から同制度を廃止し、遡及的にACEを再導入することが決定された。再導入の目的には、企業の資本増強を支援することが掲げられている⁽¹³⁵⁾。2019年以降のACE制度は、従前の制度と基本的に同じであり、2010年末時点を基準に新規増加した自己資金にみなし利子率1.3%を乗じた額が課税ベースから控除される。

表5 イタリアのACEにおけるみなし利子率（2011年以降）

課税年度	2011～2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年以降
みなし利子率	3%	4%	4.5%	4.75%	1.6%	1.5%	1.3%

（出典） Council of the European Union, “Italy’s notional interest deduction regime (IT019),” 14364/18 ADD 4, 2018.11.20, p.2. <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-14364-2018-ADD-4/en/pdf>>; IBFD, *Global Corporate Tax Handbook 2021*, 2021, p.855 を基に筆者作成。

第2期ACE導入時には、導入による減収額は、2012年に9.5億ユーロ⁽¹³⁶⁾、2013年に14.5億ユーロ、2014年に29.3億ユーロと見込まれていた⁽¹³⁷⁾。イタリア経済財政省が確定申告を分析した結果によると、ACEによる控除を適用する事業者数は2015年に30万件（2014年に28万件、2013年に26万件）、ACE控除額は2015年に189億ユーロ（2014年に123億ユーロ、2013年に68億ユーロ）とされている⁽¹³⁸⁾。

前述のとおり（第I章3(2)(ii)参照）、ACEは、支払利子控除と同様、企業に租税回避目的での利用を誘発すると考えられており、その防止も重要な論点の1つである。イタリアの第2期ACEは、増加額方式の採用に加えて、企業グループ内の関連者間取引⁽¹³⁹⁾を用いた租税回避に対して個別の防止措置を有していることから、ベルギーのACEと比べて、租税回避に対してより堅牢な制度であるとの評価を受けている⁽¹⁴⁰⁾。

(5) オーストリア

オーストリアでは、2000年から2004年までの間に「ソフトなACE」に相当する制度が導入

(131) Legge 30 dicembre 2018, n.145, Bilancio di previsione dello Stato per l’anno finanziario 2019 e bilancio pluriennale per il triennio 2019-2021.

(132) 法人税の法定税率は、2017年以降、24%である。

(133) 2019年予算法以降の経緯については、Ernesto Zangari, “An economic assessment of the evolution of the corporate tax system in Italy,” *Temi di discussione*, No.1291, 2020.9, pp.10, 17-18. Banca d’Italia website <https://www.bancaditalia.it/pubblicazioni/temi-discussione/2020/2020-1291/en_Tema_1291.pdf> を参照した。

(134) Legge 27 dicembre 2019, n.160, Bilancio di previsione dello Stato per l’anno finanziario 2020 e bilancio pluriennale per il triennio 2020-2022.

(135) 政策目的は、Ministero dell’Economia e delle Finanze, “La legge di bilancio 2020-2022 in breve,” p.8. <https://www.rgs.mef.gov.it/_Documenti/VERSIONE-I/attivita_istituzionali/formazione_e_gestione_del_bilancio/bilancio_di_previsione/bilancio_in_breve/2020/LLDBIB-2020-2022.pdf> による。

(136) 報告省令レート（令和3年7月分）によると、1ユーロ＝131.89円である。

(137) Arachi et al., *op.cit.*(130), p.7.

(138) Council of the European Union, “Italy’s notional interest deduction regime (IT019),” 14364/18 ADD 4, 2018.11.20, p.7. <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-14364-2018-ADD-4/en/pdf>>

(139) 例えば、企業グループ内に融資導管会社（子会社）を新設して、親会社は当該子会社から借入れを行い、支払利子控除の適用を受け、当該子会社はACEの控除を受けるというスキームがある。Zangari, *op.cit.*(122), pp.12-13.

(140) *ibid.*, pp.3, 44-47.

されていた⁽¹⁴¹⁾。当該制度の導入目的は、自己資本と他人資本を税法上平等に取り扱うことを通じた企業活力の促進である⁽¹⁴²⁾。

オーストリアの ACE は、自己資本の増加分にみなし利率（流通市場における国債金利に 0.8% のリスクプレミアム相当分を加算した率）を乗じて算定した額に対し、法定税率 34% に代わって軽減税率 25% を適用する仕組みであった。自己資本の増加分は、当該年における自己資本の平均値と過去 7 年間の各平均値の最大値との差として算定される。この方式は、株式調達に比べて負債調達を優遇する税制上の取扱いの格差を十分に解消しないというデメリットがある一方、制度導入による税収減を抑制するというメリットがあると指摘されている⁽¹⁴³⁾。

2005 年から法定税率が一律 25% に引き下げられ、ACE は廃止された。その背景には、オーストリアへの対内直接投資が同国よりも法定税率を低く設定する国に流出しているという問題意識があったとされる⁽¹⁴⁴⁾。

(6) ベルギー

ベルギーでは、2005 年 6 月に制定された「自己資本に対する控除導入に関する法律」⁽¹⁴⁵⁾によって 2006 年⁽¹⁴⁶⁾から「ハードな ACE」に相当する制度が導入された⁽¹⁴⁷⁾。同国の ACE は、その後、段階的に縮小され、現在では「ソフトな ACE」に相当する制度に移行している。

(i) ACE の制度導入

ACE 導入の目的は、①負債調達と株式調達に対する税制上の差別的な取扱いを是正すること、②企業が事業活動の拠点を容易に移転し得るグローバル経済下で、ベルギーの優位性を確保すること、③「コーディネーションセンター制度」の恩恵を受ける多国籍企業に対して、これに代わる魅力的な税制を提供すること、の 3 点が挙げられる⁽¹⁴⁸⁾。コーディネーションセンター制度は、外資誘致を目的として 1982 年から導入され、ベルギー国内に立地する多国籍企業の地域統括会社に対して、10 年間、人件費と金融費用を除く運営費用の 8% を法人税の課税ベースとする恩典を与える制度であった⁽¹⁴⁹⁾。同制度は、1999 年に EU から「事業課税の行

⁽¹⁴¹⁾ 本項の記述については、Stefan Bogner et al., “DCF Valuation and Imputed Interest on Equity Increase: Implications of the Austrian Tax System in a Model with Stochastic Profitability,” *Schmalenbach Business Review*, Vol.56, 2004.7, pp.223-257. <https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=676414>; Manfred Frühwirth and Marek Kobialka, “Do Equity Tax Shields Reduce Leverage? The Austrian Case,” 2011.7.1. <<https://ssrn.com/abstract=1458245>> 等を参照した。

⁽¹⁴²⁾ 手塚 前掲注⁽¹⁰⁾, pp.126-127.

⁽¹⁴³⁾ Frühwirth and Kobialka, *op.cit.*⁽¹⁴¹⁾, pp.7-8.

⁽¹⁴⁴⁾ “Business Tax Working Group Discussion Paper: Submission by the Minerals Council of Australia,” 2012.9, p.40. The Treasury website <https://treasury.gov.au/sites/default/files/2019-03/Minerals_Council_of_Australia_submission.pdf>

⁽¹⁴⁵⁾ Loi du 22 juin 2005 instaurant une déduction fiscale pour capital à risque.

⁽¹⁴⁶⁾ 事業年度（企業の会計年度）は 2006 年であり、税務年度は 2007 年であることを意味する。以下同じ。

⁽¹⁴⁷⁾ ACE の制度名は、英語で notional interest deduction、フランス語で déduction pour capital à risque 又は régime des intérêts notionnels である。Council of the European Union, “Belgium’s notional interest deduction regime (BE018),” 14364/18 ADD 1, 2018.11.20, p.1. <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-14364-2018-ADD-1/en/pdf>>

⁽¹⁴⁸⁾ ベルギーにおける ACE 導入当初の記述については、Zangari, *op.cit.*⁽¹²²⁾, pp.7-8; Christian Valenduc, “Les intérêts notionnels: une réforme fondamentale et controversée,” *Courrier hebdomadaire du CRISP*, 2009/13 (n° 2018), 2009, pp.5-52. <<https://www.cairn.info/revue-courrier-hebdomadaire-du-crisp-2009-13-page-5.htm>>; Marcel Gérard, “Belgium moves to dual allowance for corporate equity,” *European taxation*, Vol.46 No.4, 2006.4, pp.156-162 を参照した。

⁽¹⁴⁹⁾ コーディネーションセンター制度の詳細については、Zangari, *ibid.*, p.8; 日本貿易振興会海外調査部欧州課「EU における投資優遇税制の将来」『JETRO ユーロトレンド』52 号, 2002.5, p.6. <https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/05000333/05000333_001_BUP_0.pdf> が詳しい。

動規範」に適合しない有害な税制であると認定されたこと⁽¹⁵⁰⁾等を受けて、段階的な廃止が決定された⁽¹⁵¹⁾。その廃止後もベルギーが多国籍企業に魅力的な事業環境を提供し続けることを目的として、ACEが導入された。ACEは、内国法人及び外国法人の双方に適用され、差別的な優遇税制ではないものの、多くの自己資本を有する多国籍企業等の大企業に相対的に大きな恩恵を与える制度である。ベルギーでは、ACEによる減取規模が大きいことや、その恩恵が大企業に偏っていることが、たびたび論争の的になってきた⁽¹⁵²⁾。ACE導入後の段階的な制度縮小の一因として、こうした制度への批判があったと指摘されている⁽¹⁵³⁾。

導入当初のACEは、調整後の自己資本の額にみなし利子率を乗じた額を課税ベースから控除する制度であった⁽¹⁵⁴⁾。調整後の自己資本の額は、前会計年度末時点における株式資本⁽¹⁵⁵⁾及び内部留保の簿価である。大企業のみなし利子率には、税務申告年の2年前のベルギー10年償還国債の平均金利（上限は6.5%であり、対前年度での利子率の変動幅は1%ポイント以内）⁽¹⁵⁶⁾、中小企業のみなし利子率には、当該金利に0.5%ポイントを加算したものがそれぞれ用いられる（表6）。なお、未使用分の控除額は、7年間の繰越しが認められてきた。

ベルギーの導入当初の制度は、株主基金の計算に簿価総額方式を採用しており、他国の制度に比べて、IFSが提唱するACEに近い制度とされる⁽¹⁵⁷⁾。簿価総額方式が採用された背景には、ACEにコーディネーションセンター制度に代わる制度としての役割が求められたことがあると指摘されている⁽¹⁵⁸⁾。

表6 ベルギーのACE（2006～2020年）

企業の会計年度	株主基金の計算方法	みなし利子率	
		大企業	中小企業
2006	簿価総額方式	3.442%	3.942%
2007		3.781%	4.281%
2008		4.307%	4.807%
2009		4.473%	4.973%
2010		3.800%	4.300%
2011		3.425%	3.925%
2012		3.000%	3.500%
2013		2.742%	3.242%
2014		2.630%	3.130%
2015		1.630%	2.130%
2016		1.131%	1.631%
2017		0.237%	0.737%
2018		増加額方式	0.746%
2019	0.726%		1.226%
2020	-0.0923% ^(注)		0.4077%

(注) 所定の方法で算出したみなし利子率は負数であるが、ACE控除額の算定時には0%が適用される。
(出典) OECD, "OECD Tax Database Explanatory Annex, Part II: Taxation of corporate and capital income," 2020.9, p.4. <<https://www.oecd.org/tax/tax-policy/corporate-and-capital-income-tax-explanatory-annex.pdf>> 等を基に筆者作成。

⁽¹⁵⁰⁾ Council of the European Union, "Code of Conduct (Business Taxation)," SN4901/99, 1999.11.23, p.314. <https://ec.europa.eu/taxation_customs/system/files/2016-09/primarolo_en.pdf> 「事業課税の行動規範」では、有害な税制の判定基準として、非居住者（外国法人を含む。）又は非居住者との取引にのみ恩恵を与える制度であるなど、5つの基準が示されている（*idem*, p.3）。

⁽¹⁵¹⁾ 同制度は、最終的に2010年末をもって廃止された。

⁽¹⁵²⁾ Valenduc, *op.cit.*(148), p.5; Zangari, *op.cit.*(122), p.26.

⁽¹⁵³⁾ Zangari, *ibid.*, p.26.

⁽¹⁵⁴⁾ 制度概要の説明は、*ibid.*, pp.9-10; IBFD, *European Tax Handbook 2006*, 2006, pp.66-67による。

⁽¹⁵⁵⁾ 二重控除や制度濫用を防止するため、他企業への資本参加による持分を控除するなど、一定の調整が行われる。

⁽¹⁵⁶⁾ 制度の導入当初は、対象年における1年間の月次平均であったが、2013年（税務申告年は2014年）以降は、7～9月の3か月間の月次平均とされている。

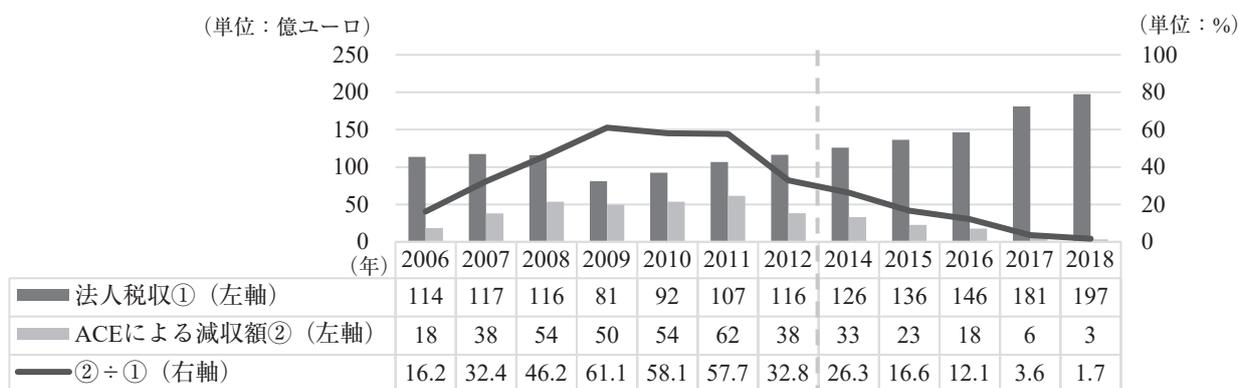
⁽¹⁵⁷⁾ 井上智弘・山田直夫「ベルギー法人税制におけるNID導入の効果」『会計検査研究』49号、2014.3, p.12. <<https://www.jbaudit.go.jp/koryu/study/mag/pdf/j49d02.pdf>>

⁽¹⁵⁸⁾ コーディネーションセンター制度は、ベルギー国内の金融仲介を行う多国籍企業の地域統括会社が多く自己資本を有し、それをグループ会社への貸付に利用する場合に税務上のメリットが特に大きくなるという特徴があった。そのため、同制度下では地域統括会社への自己資本の蓄積が促進された。簿価総額方式のACEは、既存の自己資本も控除の恩恵が受けられるようにすることで、コーディネーションセンター制度の廃止後も、当該会社をベルギー国内に引き留める狙いがあったとされる。Valenduc, *op.cit.*(148), pp.27-30, 48; Zangari, *op.cit.*(122), p.20.

(ii) ACE 導入による税収への影響

ベルギー連邦政府は、2006年にACE導入によって発生する法人税の減収額を5億6600万ユーロ（法人税収の5.0%⁽¹⁵⁹⁾）と見込んでいた⁽¹⁶⁰⁾。ただし、税務上のキャピタルゲインの計算方法の見直しや投資に対する控除制度の廃止等によって、その代替財源が確保され、税制改正全体では税収中立とされていた。ベルギー国立銀行は、連邦政府の要請に基づきACE導入による経済効果を分析した報告書を2008年に公表した⁽¹⁶¹⁾。これによると、2006年のACE導入による法人税の減収額は24億ユーロ（法人税収の21.1%）に上る一方、制度導入に伴う企業の行動変化やマクロ経済効果（税制改正がマクロ経済の規模に及ぼす効果）等を踏まえると、正味の法人税の減収額は、1.4億～4.3億ユーロ（法人税収の1.2～3.8%）にとどまるとの推計結果が示されている⁽¹⁶²⁾。ACEによる減収額は、法人税収に対する比率を見ると、2009～2011年に60%程度にまで増加したが、その後は、後述する制度の縮小やみなし利子率の低下を受けて減少している（図）。

図 ベルギーのACEによる減収額の推計（2006～2018年）



（注）制度の改正年に当たる2013年については、ACEによる減収額のデータは算定不可とされ、提示されていない。
 （出典）OECD.Stat, “Revenue Statistics”; “Federal Tax Expenditures Report.” Federal Public Service Finance website <https://finance.belgium.be/en/figures_and_analysis/figures/federal_tax_expenditures_report> に掲載の各年の予算法案付録を基に筆者作成。

(iii) 導入後の改正経緯

ベルギーのACEは、制度導入後、数度にわたって制度を縮小する見直しが実施されてきた。例えば、2012年から大企業に対するみなし利子率の上限が6.5%から3%に引き下げられ、2013年から未使用分の控除額の繰越し控除が廃止された。また、2013年には、大企業がACE又は繰越し欠損金の控除で課税所得を減額し、支払配当に対して法人税を負担していない場合に、税率5.15%（5%+付加税0.15%）を課す「公平税（Fairness Tax: FaTa）」が導入された⁽¹⁶³⁾。

⁽¹⁵⁹⁾ OECD.Stat, “Revenue Statistics” 上の2006年の法人税収（113.61億ユーロ）を基に算出。以下同じ。

⁽¹⁶⁰⁾ “Projet de loi instaurant une déduction fiscale pour capital à risque,” Chambre des représentants de Belgique, DOC 51 1778/004, 2005.5.31, p.8. <<https://www.lachambre.be/FLWB/pdf/51/1778/51K1778004.pdf>>

⁽¹⁶¹⁾ Banque nationale de Belgique, “Impact macroéconomique et budgétaire de la déduction fiscale pour capital à risque,” 2008.7.22, pp.42-49. <<https://www.nbb.be/doc/ts/entreprise/press/2008/gouvernement080623fr.pdf>>

⁽¹⁶²⁾ この推計に対しては、企業グループ内の関連者間取引を通じたACE控除と支払利子控除の二重取り（前掲注⁽¹⁵⁹⁾参照）による減収額が適切に推計されていない等の問題点も指摘されている。Valenduc, *op.cit.*(148), pp.43-47.

⁽¹⁶³⁾ 具体的には、課税ベースは、課税年度における支払配当の総額と課税所得（一定の調整を行ったもの）との正の差額に対して、「ACE控除額+繰越し欠損金額」÷「課税所得（一定の調整を行ったもの）」の係数を乗じて算出される。FaTaは、2013年末から2014年末に終了する会計年度が課税対象とされ、2014税務年度から適用が開始されたが、2018税務年度に廃止された。IBFD, *op.cit.*(94), p.151.

FaTa では、ACE 控除額が大きくなるほど、課税ベースが大きくなる仕組みが採られており、ベルギーの ACE はその導入によって「部分的な ACE」に転換したとも指摘されている⁽¹⁶⁴⁾。

2017 年 12 月に制定された法人税改革法⁽¹⁶⁵⁾では、2018 年から法人税率の法定税率（標準税率）を 33% から 25% まで段階的に引き下げる⁽¹⁶⁶⁾とともに、ACE の制度縮小を始めとする課税ベース拡大によって、その財源を確保する見直し（以下「2018 年改革」）が実施された。2018 年改革は、改革全体で税収中立とされている⁽¹⁶⁷⁾。

ベルギーでは、伝統的に高い法人税率（法定税率）を維持する一方、控除制度等を通じて実効税率を低下させる手法が多用されてきた⁽¹⁶⁸⁾。しかし、近年、世界的に法人税率（法定税率）の引下げ競争が進む中で、ベルギーの法定税率は EU や OECD の加盟国の中で最も高い部類に属しており、何も対策を講じない場合には、国際競争力の低下によって投資及び雇用を喪失することが懸念されていた。また、EU レベルで税制の調和が進められ、控除制度等の見直しを求める圧力も強まっていた。こうした背景の下で、上述の法定税率の引下げと、ACE の制度縮小を含む課税ベースの拡大を組み合わせた見直しが実施された。

2018 年改革の結果、ACE における株主基金の計算方式は、2018 年に簿価総額方式から増加額方式へと変更された⁽¹⁶⁹⁾。具体的には、株主基金は「課税期間の期首における自己資本」と「過去 5 か年の各期首における自己資本の平均値」との差額（正数）で算定されることとなった。

かつてのベルギーの ACE は、簿価総額方式が用いられることや、関連者間取引を用いた租税回避に対して個別の防止措置が設けられていないことから、イタリアの第 2 期 ACE と比べて、租税回避目的での制度利用に対して脆弱であると指摘されていた⁽¹⁷⁰⁾。こうした問題に対応するため、2018 年に行われた制度改正では、関連者への貸出し（ローン）に対応する自己資本について ACE の控除を認めないこととされた⁽¹⁷¹⁾。

(7) ポルトガル

ポルトガルでは、2008 年から 2013 年にかけて、中小企業を対象とした時限措置として、ACE が導入された⁽¹⁷²⁾。これは、資本出資額（現金）とみなし利子率 3% の積で算出した額を課税ベースから控除する制度であった。同制度は、2014 年以降も中小企業を対象とする時限

⁽¹⁶⁴⁾ Zangari, *op.cit.*(122), pp.10-11, 26-27.

⁽¹⁶⁵⁾ Loi du 25 décembre 2017 portant réforme de l'impôt des sociétés.

⁽¹⁶⁶⁾ 2018 年以前には法人税（標準税率 33%）に対して付加税（税率 3%）が課され、両者を勘案した税率は 33.99% であった。付加税は 2019 年に税率 2% に引き下げられ、2020 年に廃止され、法人税の法定税率は全体で 25% とされた。

⁽¹⁶⁷⁾ “Proposition de loi portant réforme de l'impôt des sociétés,” Chambre des représentants de Belgique, DOC54 2864/001, p.4. <<https://www.lachambre.be/FLWB/pdf/54/2864/54K2864001.pdf>> 改正項目ごとの増減収見込額は、Banque nationale de Belgique, “Aspects budgétaires et macroéconomiques de la réforme de l'impôt des sociétés en Belgique,” 2017.12.6. <<https://www.nbb.be/doc/ts/publications/other/ds1711552fr.pdf>> を参照。付録 1（Annexe 1）によると、2020 年時点の法人税率の引下げによる減収額は 37.8 億ユーロであるのに対し、ACE の見直しによる増収額は 13.5 億ユーロと見込まれている。

⁽¹⁶⁸⁾ “Proposition de loi portant réforme de l'impôt des sociétés,” *ibid.*, pp.3-4.

⁽¹⁶⁹⁾ Council of the European Union, *op.cit.*(147), p.6; IBFD, *op.cit.*(94), pp.150-151.

⁽¹⁷⁰⁾ Zangari, *op.cit.*(122), pp.20-27, 44-47. ACE がコーディネーションセンター制度の後継として機能するためには、企業グループ内の関連者間取引を通じた ACE 控除と支払利子控除の二重取り（前掲注⁽¹³⁹⁾参照）を黙認する、あるいは明確に容認する必要があると指摘されている。Valenduc, *op.cit.*(148), p.48; Zangari, *op.cit.*(122), p.50.

⁽¹⁷¹⁾ Loi du 30 juillet 2018 portant des dispositions diverses en matière d'impôts sur les revenus.

⁽¹⁷²⁾ 本項の記述については、Council of the European Union, “Portugal's notional interest deduction regime (PT018),” 14364/18 ADD 8, 2018.11.20. <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-14364-2018-ADD-8/en/pdf>>; Zangari, *op.cit.*(122), p.6; Christoph Spengel et al., “Effective tax levels using the Devereux/Griffith methodology: Project for the EU Commission TAXUD/2018/DE/307, Intermediary report 2018,” 2018.10, p.B-30. <https://ec.europa.eu/taxation_customs/system/files/2019-03/final_report_2018_effective_tax_levels_revised_en.pdf> 等を参照した。

措置として継続されたが、会社設立時の資本出資額又は自己資金の増加額にみなし利率 5% を乗じた額（3 年間で 20 万ユーロを上限）の控除を認める制度に改められた。2017 年には、制度の対象を全企業に拡大する改正が実施された⁽¹⁷³⁾。改正後の現行制度では、当該会計年度における会社設立時の資本出資額又は自己資金の増加額にみなし利率 7% を乗じた額（200 万ユーロを上限）が控除される（未使用分の控除額は 5 年間繰越可）⁽¹⁷⁴⁾。

ACE の主な目的は、2017 年の改正後も、中小企業の負債を減少させることにあると説明される⁽¹⁷⁵⁾。大企業が同制度を利用した場合の税負担軽減額を抑制するために、ACE 控除額には 200 万ユーロの上限が設定されている。なお、株主基金の計算方式は「増加額方式」と整理され⁽¹⁷⁶⁾、同国の ACE は「ソフトな ACE」に分類される。

(8) ラトビア

ラトビアでは、2009 年から 2014 年まで「ソフトな ACE」に相当する制度が導入されていた⁽¹⁷⁷⁾。同国では、2004 年の EU 加盟後に高い経済成長を経験したものの、2007 年に住宅バブルが崩壊し、2008 年以降に世界金融危機が発生する中で、深刻な経済危機に見舞われ、2009 年に国際通貨基金（International Monetary Fund: IMF）等から緊急融資の支援を受けた。同国で経済危機が深刻化した背景には、民間部門の過剰な借入れと外国金融機関への依存があったと指摘され⁽¹⁷⁸⁾、同国は IMF による緊急融資の条件として民間部門（企業及び家計）の負債を削減することが求められた⁽¹⁷⁹⁾。民間部門の負債削減策の一環として、ACE は導入された。

ACE 控除額は、2008 年末を基準に新規増加した自己資本とみなし利率の積で計算される。利益の一部又は全部が配当される場合には ACE の適用対象にならず、内部留保される場合のみ控除の適用対象となる⁽¹⁸⁰⁾。この点で、ラトビアの ACE は、配当した場合にのみ控除の適用対象とするブラジルの ACE と対照的な制度であった。みなし利率は、ラトビアの銀行が国内の非金融企業に適用する貸付金利（年間加重平均）に等しくなるように設定される。

2014 年には、研究開発投資に対する控除制度の財源確保のために、ACE は廃止された⁽¹⁸¹⁾。

(9) リヒテンシュタイン

リヒテンシュタインでは、2011 年から「ハードな ACE」に相当する制度が導入されている。同国では、2011 年に国際的な潮流を踏まえた税制の現代化や国内外からの投資先としての魅力の維持等を目的とする税制改革が実施され、その一環で ACE が導入された⁽¹⁸²⁾。ACE 導入

(173) 現行法における ACE の根拠規定は、Estatuto dos Benefícios Fiscais, Artigo 41-A である。

(174) 法人の課税所得が間接的な方法で操作されていないこと、並びに当該会計年度及び後続の 5 会計年度において株主への配当によって自己資本が減額されていないことが条件となる。

(175) Council of the European Union, *op.cit.*(172), p.9.

(176) *ibid.*, p.3.

(177) 本項の記述については、Kock, *op.cit.*(105), pp.10-12; Kock and Gérard, *op.cit.*(103), p.5 等を参照した。

(178) Kock and Gérard, *ibid.*

(179) International Monetary Fund, “Republic of Latvia: Request for Stand-By Arrangement: Staff Report,” *IMF Country Report*, No.09/3, 2009.1, pp.13-14. <<https://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2009/cr0903.pdf>>

(180) Serena Fatica et al., “The Debt-Equity Tax Bias: consequences and solutions,” *Taxation Papers*, No.33, 2012, p.16. European Commission website <<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/0defcad2-71ed-40ec-b7b7-f404f79d1348/language-en/format-PDF/source-222495354>>

(181) Bas Jacobs et al., “Latvia tax review,” *Working Paper*, No.120580, 2017.10.1, p.75. World Bank Group website <<http://documents.worldbank.org/curated/en/587291508511990249/Latvia-tax-review>>

(182) 本項の記述については、Council of the European Union, “Liechtenstein’s interest deduction on equity / notional interest

の目的には、負債調達と株式調達に対する税制上の中立性の確保も挙げられる⁽¹⁸³⁾。同国の ACE では、調整後の自己資本の額⁽¹⁸⁴⁾にみなし利子率 4%⁽¹⁸⁵⁾を乗じた額が課税ベースから控除される。

(10) トルコ

トルコでは、2015 年 7 月から「ソフトな ACE」に相当する制度が導入されている⁽¹⁸⁶⁾。トルコの ACE は、負債調達に対する税制上の優遇を軽減し、企業の自己資本の増加に資する制度と位置付けられている⁽¹⁸⁷⁾。具体的には、一定の自己資本にみなし利子率を乗じた額の 50% を法人税の課税ベースから控除する仕組みが採られている。一定の自己資本の額は、①既存の株式会社の場合には払込資本金の現金増加額、②新設された株式会社の場合には現金出資額である。みなし利子率には、銀行が国内向けの商業融資に適用する金利（年間加重平均）で、トルコ中央銀行が毎年公表するものが使用される。上場企業等に対して控除割合を引き上げる制度⁽¹⁸⁸⁾のほか、一定の要件を満たす場合に控除対象から除外する制度⁽¹⁸⁹⁾が設けられている。

(11) ポーランド

ポーランドでは、2019 年に小規模事業者に対する法人税率の引下げやパテントボックス税制⁽¹⁹⁰⁾の導入を始めとする法人税改革が実施され⁽¹⁹¹⁾、その一環で「ソフトな ACE」に相当する制度が導入された⁽¹⁹²⁾。その導入目的は、株式調達と比べて負債調度を優遇する税制上の取扱いを是正し、企業の自己資本の増強を促進することである⁽¹⁹³⁾。同国の ACE では、自己資本の増加額（追加の払込資本金及び準備金に割り当てられた純利益）にみなし利子率（ポーランド国立銀行の基準金利に 1% ポイントを加算した率）を乗じた額が課税ベースから控除される

deduction regime (LI003),” 12774/18, 2018.10.4. <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-12774-2018-INIT/en/pdf>>; Roger Frick, “Reform of Liechtenstein’s tax law (Update on Bulletin No.22),” *Bulletin*, No.27, 2015.1. Allgemeines Treuunternehmen website <<https://www.atu-ch.com/Portals/0/download/bulletin/Bulletin-Nr-27-en.pdf>> を参照した。なお、現行法における ACE の根拠規定は、Gesetz vom 23. September 2010 über die Landes- und Gemeindesteuern (Steuergesetz; SteG), Art.54 である。

⁽¹⁸³⁾ Martin Wenz and Sybille Wünsche, “The debt-equity conundrum,” *IFA Cahiers*, Vol.97B, 2012, pp.423-424. <https://www.ifa-fl.li/wp-content/uploads/2018/08/ifacahier_2012_volume2_liechtenstein.pdf>

⁽¹⁸⁴⁾ 具体的には、払込資本金と資本準備金の合計から、①自己株式、②他法人への資本参加による持分、③営業外資産、④全資産（①～③を除く。）の 6% を控除した額をいう。

⁽¹⁸⁵⁾ みなし利子率は、毎年、財政法で設定されるが、制度導入以降、4% が継続的に使用されている。

⁽¹⁸⁶⁾ 本項の記述については、IBFD, *op.cit.*(94), p.1656; “Turkey, Corporate: Deductions,” 2020.10.16. PwC website <<https://taxsummaries.pwc.com/turkey/corporate/deductions>> を参照した。ACE に関する現行法の根拠規定は、Kurumlar Vergisi Kanunu, Madde 10(1) i である。

⁽¹⁸⁷⁾ International Monetary Fund, “Turkey: Selected Issues,” *IMF Country Report*, No.16/105, 2016.4, pp.13, 44. <<https://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2016/cr16105.pdf>>

⁽¹⁸⁸⁾ 具体的には、上場企業の場合、公開取引される株式の割合に応じて、75% 又は 100% の控除割合が適用される。一定の投資のために増資する場合、75% の控除割合が適用される。

⁽¹⁸⁹⁾ 具体的には、①金融・保険業の企業、②受動的所得（利子、配当等）が全所得の 25% を占める企業、③関連会社の株式等が資産の 50% 以上を占める企業、④現金資本の増加分を他企業や土地への投資に充てた企業（投資額に対応する金額が除外対象）が、適用対象から除外される。

⁽¹⁹⁰⁾ 知的財産権等から生じる所得に対し、通常の法人税率を下回る軽減税率を適用する制度をいう。

⁽¹⁹¹⁾ Monika M. Dziedzic, “Poland: Poland reforms income taxes for 2019,” 2019.1.28. International Tax Review website <<https://www.internationaltaxreview.com/article/b1f7mx87qfn2f/poland-poland-reforms-income-taxes-for-2019>>

⁽¹⁹²⁾ 本項の記述については、Council of the European Union, “Poland’s notional interest deduction regime (PL011),” 14114/19 ADD 2, 2019.11.25. <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-14114-2019-ADD-2/en/pdf>> 等を参照した。なお、現行法における ACE の根拠規定は、Ustawa z dnia 15 lutego 1992 r. o podatku dochodowym od osób prawnych, Art.15cb である。

⁽¹⁹³⁾ Council of the European Union, *ibid.*, p.12; “Poland: New tax package under public consultation: corporate income tax,” *IBFD Tax News Service*, 2018.9.6.

(控除の上限は 25 万ポーランド・ズロチ⁽¹⁹⁴⁾)。

(12) スイス

スイスでは、州（カントン）ごとに多国籍企業の持株会社等に対する優遇税制が講じられてきたが、EU や OECD から差別的な優遇税制であり、国際標準に反するとの批判を受け、法改正を行わない場合には EU が作成するタックス・ヘイブンのブラックリスト⁽¹⁹⁵⁾に同国が掲載されるおそれがあった⁽¹⁹⁶⁾。こうした中で、スイスの法人税制を国際標準に対応させるとともに、多国籍企業の事業環境としての魅力を維持することを目的として、「税制改革及び年金改革法」⁽¹⁹⁷⁾が 2019 年 5 月の国民投票での可決を経て、制定された⁽¹⁹⁸⁾。同法では、各州の持株会社等に対する優遇税制が廃止される一方、各州の法人税制に①パテントボックス税制、②自己資本に係る所得控除制度（「ソフトな ACE」に相当する制度）、③研究開発費に対する所得控除の上乗せ措置を導入することが可能とされた（2020 年 1 月施行）⁽¹⁹⁹⁾。②は、州及び基礎自治体における法人所得に対する実質的な税負担率が 13.5%（連邦税を含むと 18.03%）以上の州に限って導入が可能とされ、現状ではチューリッヒ州のみで導入されている⁽²⁰⁰⁾。チューリッヒ州で導入された②の制度では、長期的な事業活動に必要とみなされる自己資本の超過分にのみなし利率（10 年物のスイス連邦債の金利に基づき設定）を乗じた額が課税ベースから控除される。

(13) その他の事例

上述した国以外にも、キプロスでは 2015 年 1 月、マルタでは 2018 年 1 月から ACE に相当する制度が導入された（表 4）⁽²⁰¹⁾。デンマーク政府は、2016 年 8 月に公表した、2017～2025

⁽¹⁹⁴⁾ 報告省令レート（令和 3 年 7 月分）によると、1 ポーランド・ズロチ = 29.321 円である。

⁽¹⁹⁵⁾ リスト作成の経緯や概要については、加藤浩「税務面で非協力的な国・地域に対する EU の施策—タックス・ヘイブンのブラックリスト作成—」『レファレンス』791 号、2016.12、pp.1-19。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10229021_po_079101.pdf?contentNo=1> が詳しい。2017 年 12 月に EU 理事会が最初に採択したリストではタックス・ヘイブンのグレーリストにスイスが掲載されていたが、税制改革及び年金改革法の制定を受けて 2019 年 10 月に同リストから削除された。Taxation and Customs Union, “Evolution of the EU list of tax havens,” 2021.2.22. European Commission website <https://ec.europa.eu/taxation_customs/system/files/2021-02/eu_list_update_22_02_2021_en.pdf>

⁽¹⁹⁶⁾ 改正の経緯や概要については、城倉ふみ、マリオ・マルケジニ「多国籍企業など向け法人税優遇措置、2020 年に廃止へ（スイス）」『ビジネス短信』2019.5.29. JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/05/4b113030f0d3d430.html>>; Sebastian Dueñas et al., “Switzerland Referendum Approves Tax Reform,” *Fiscal Fact*, No.658, 2019.6. Tax Foundation website <<https://files.taxfoundation.org/20190604145025/Switzerland-Referendum-Approves-Tax-Reform.pdf>> 等を参照した。

⁽¹⁹⁷⁾ Bundesgesetz vom 28 September 2018 über die Steuerreform und die AHV-Finanzierung (STAF).

⁽¹⁹⁸⁾ なお、同法の制定以前に、同様の趣旨の改正を盛り込んだ「第 3 次法人税制改革法案（Bundesgesetz vom 17. Juni 2016 über steuerliche Massnahmen zur Stärkung der Wettbewerbsfähigkeit des Unternehmensstandorts Schweiz (Unternehmenssteuerreformgesetz III)」が 2017 年 2 月の国民投票で否決されていた。

⁽¹⁹⁹⁾ ACE に関する現行の連邦法上の根拠規定は、Bundesgesetz vom 14. Dezember 1990 über die Harmonisierung der direkten Steuern der Kantone und Gemeinden (Steuerharmonisierungsgesetz, StHG), Art. 25a^{bis}である。なお、連邦財務省は、この改正によって優遇税制の恩恵を受ける企業の（平均）実効税率は 8.82% から 11.33% に増加する一方、優遇税制の恩恵を受けない企業の同税率は 19.52% から 14.33% に減少するとの推計を公表している。Eidgenössisches Finanzdepartement und Eidgenössische Steuerverwaltung, “Dynamische Schätzung der Einnahmeeffekte der Steuervorlage 17: Studie,” 2018.3.19, p.19. <https://www.estv.admin.ch/dam/estv/de/dokumente/allgemein/Dokumentation/Zahlen_fakten/botschaften/steuervorlage17/Studie-Dynamische-Effekte-SV17.pdf.download.pdf/Studie-Dynamische-Effekte-SV17_d-f.pdf>

⁽²⁰⁰⁾ ACE に関するチューリッヒ州法上の根拠規定は、Steuergesetz (StG) vom 8. Juni 1997, §65b である。

⁽²⁰¹⁾ Council of the European Union, “Cyprus’ notional interest deduction regime (CY020),” 9652/19 ADD 1, 2019.5.27. <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-9652-2019-ADD-1/en/pdf>>; *idem*, “Malta’s notional interest deduction regime (MT014),” 14364/18 ADD 6, 2018.11.20. <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-14364-2018-ADD-6/en/pdf>> なお、マルタでは 2017 年 10 月に制度の法制化が行われたものの、2018 年 1 月に制度改正が行われ、2018 年税務年度から適用開始となったことから、制度の開始を 2018 年 1 月とした。

年の総合的な成長戦略の中で、ACEの導入を提言している⁽²⁰²⁾。しかし、2021年現在で確認する限りでは、ACEは導入されていない。

欧州委員会は、2011年に、企業グループにおけるEU域内の利益を連結し、あらかじめ規定された方式によって関連する加盟国に割り当てる（その後各国の税率で課税する）という「共通連結法人税課税標準（Common Consolidated Corporate Tax Base: CCCTB）」を提案した⁽²⁰³⁾。しかし、同提案は一部加盟国の反対を受けて合意に至らず、欧州委員会は、2016年に新たなアプローチとして、まずは各国の課税ベースを「共通法人税課税標準（Common Corporate Tax Base: CCTB）」に統一した後で、CCCTBに移行する提案を示した⁽²⁰⁴⁾。この新提案は、負債調達と株式調達の間が存在する税制上の非対称性を解消することを目的として、共通の課税ベースに「ソフトなACE」に相当する「成長投資控除（Allowance for Growth and Investment: AGI）」を導入することを掲げている⁽²⁰⁵⁾。AGIの控除額は、一定期間に増加した自己資本の額⁽²⁰⁶⁾（最初の10年間は当該課税年度の期末時点と制度開始年度（基準年度）の期首時点との差額、それ以降は基準年度が1年ずつ後ずれ）にみなし利子率（当該課税年度12月時点のユーロ圏における10年物国債の金利指標（欧州中央銀行が公表）に2%のリスクプレミアムを加算）⁽²⁰⁷⁾を乗じて算定され、これが課税ベースから控除される。AGIには、企業グループ内での関連者間取引の操作等を通じた租税回避を防止するための措置も盛り込まれている。

(14) ACEの導入効果に関する実証分析

ACEの導入効果をめぐっては、ブラジル⁽²⁰⁸⁾、イタリア⁽²⁰⁹⁾、オーストリア⁽²¹⁰⁾、ベルギー⁽²¹¹⁾、ラトビア等⁽²¹²⁾を対象として、企業の資本構成（総資産に占める負債の割合）や投資量等に与える影響に関する実証研究が行われている（表7）。その結果は、対象国や手法によって様々

⁽²⁰²⁾ “DK2025: Et Stærkere Danmark,” 2016.8, pp.12, 117-119. Finansministeriet website <https://fm.dk/media/15140/DK2025_etstaerkeredanmark_web.pdf> なお、デンマーク財務省は、ACE導入がGDPに及ぼす影響に関する試算や制度内容の詳細を示した文書を公表している。Finansministeriet, “Notat: BNP-virkning ved ACE,” 2017.1.13. <https://fm.dk/media/10185/bnp_virkning-ved-ace.pdf>

⁽²⁰³⁾ European Commission, “Proposal for a Council Directive on a Common Consolidated Corporate Tax Base (CCCTB),” COM(2011) 121/4, 2011.3.16. <https://ec.europa.eu/taxation_customs/system/files/2016-09/com_2011_121_en_0.pdf>

⁽²⁰⁴⁾ European Commission, “Proposal for a Council Directive on a Common Corporate Tax Base,” COM(2016) 685 final, 2016.10.25. <https://ec.europa.eu/taxation_customs/system/files/2016-10/com_2016_685_en.pdf>; *idem*, “Proposal for a Council Directive on a Common Consolidated Corporate Tax Base (CCCTB),” COM(2016) 683 final, 2016.10.25. <https://ec.europa.eu/taxation_customs/system/files/2016-10/com_2016_683_en.pdf>

⁽²⁰⁵⁾ European Commission, “Proposal for a Council Directive on a Common Corporate Tax Base,” *ibid.*, pp.10, 27-28.

⁽²⁰⁶⁾ 控除対象となる自己資本の額は、当該課税年度における①自己資本の額から②関連企業への資本参加に係る持分の税務上の価額を差し引いた額と定義される。

⁽²⁰⁷⁾ 当該金利指標がマイナスの場合、みなし利子率には2%が適用される。

⁽²⁰⁸⁾ Portal and Laureano, *op.cit.*(113); Klemm, *op.cit.*(103)

⁽²⁰⁹⁾ Santoro, *op.cit.*(128); Maria Elena Bontempi et al., “Corporate taxation and its reform: the effects on corporate financing decisions in Italy,” *Working Paper DSE*, No.501, 2004; Alessandra Staderini, “Tax reforms to influence corporate financial policy: the case of the Italian business tax reform of 1997-98,” *Temì di discussione*, No.423, 2001.11; Massimo Bordignon et al., “Corporate Taxation in Italy: an Analysis of the 1998 Reform,” *Finanzarchiv*, Vol.56(3/4), 1999, pp.335-362; Bastien Mahoux, “Étude empirique de l’efficacité d’incitants fiscaux: les patent boxes et les déductions pour capital à risque,” Université catholique de Louvain, 2016. <<http://hdl.handle.net/2078.1/thesis:7206>>; Panteghini et al., *op.cit.*(130)

⁽²¹⁰⁾ Frühwirth and Kobialka, *op.cit.*(141)

⁽²¹¹⁾ Hebous and Ruf, *op.cit.*(56), pp.131-149; Jozef Konings et al., “The Role of an Allowance for Corporate Equity for the Capital Structure and Employment in Multinational Enterprises: An evaluation of the Notional Interest Deduction in Belgium,” *Vives Policy Paper*, 2016.7; Frédéric Panier et al., “Capital Structure and Taxes: What Happens When You (Also) Subsidize Equity?” 2015.12. <https://www.bis.org/events/confresearchnetwork1603/perez_gonzalez.pdf>; Nils aus dem Moore, “Taxes and Corporate Financing Decisions: Evidence from the Belgian ACE Reform,” *Ruhr Economic Papers*,

表7 ACEに関する実証研究の主な事例

国名	論文名	手法	ACEによる効果 ^(注1)
ブラジル	Portal and Laureano (2017)	自己資本利率・負債に対する税制上の優遇度を用いたパネルデータ分析	総資産に対する金融負債の比率 (+) ; 資本に対する金融負債の比率 (+)
	Klemm (2006)	時点効果を用いたパネルデータ分析	総資産に対する長期負債の比率 (×) ; 資本に対する投資の比率 (+)
イタリア 第1期 (1997~2003年)	Santoro (2005)	ロジット (Logit) 分析とプロビット (Probit) 分析	高収益企業・大企業による新株発行 (++)
	Bontempi et al. (2004)	時点効果を用いたパネルデータ分析	総資産に対する負債の比率 (-)
	Staderini (2001)	時点効果・負債に対する税制上の優遇度を用いたパネルデータ分析	資金調達における負債調達の比率 (-)
	Bordignon et al. (1999)	税率変更に基づくシミュレーション	資金調達方式の違いによる資本コストの差 (-)
イタリア 第2期 (2011年~)	Mahoux (2016)	差の差分分析 (対照群としてフランス及びドイツの企業を使用)	自己資本に対する負債の比率 (-) ; 投資 (×)
	Panteghini et al. (2012)	時点効果を用いたパネルデータ分析	総資産に対する負債の比率 (-) ; 小規模企業の総資産に対する負債の比率 (--)
オーストリア	Frühwirth and Kobiak (2011)	時点効果を用いたパネルデータ分析	総資産に対する長期負債の比率 (-) ; 長期資本に対する長期負債の比率 (--) ; 総資産に対する総負債 (長期・短期の合計) の比率 (×)
ベルギー (注2)	Hebous and Ruf (2017)	ドイツに拠点を置く多国籍企業を対象とした差の差分分析と合成コントロール法	総資産に対する総負債の比率 (-) ; 受動的投資 (+) ; 能動的投資 (×)
	Konings et al. (2016)	欧州に拠点を置く多国籍企業を対象とした差の差分分析 (ベルギー子会社とそれ以外の子会社との比較)	総資産に対する自己資本の比率 (+) ; 欧州に拠点を置く多国籍企業のベルギー子会社における雇用 (+)
	Panier et al. (2015)	差の差分分析 (対照群として近隣国の企業を使用)	総資産に対する自己資本の比率 (+) ; 大企業における同比率 (++) ; 新興企業における同比率 (++)
	Aus dem Moore (2014 a)	傾向スコアマッチング + 差の差分分析 (対照群として英国企業を使用)	総資産に対する金融負債の比率 (-) ; 資本集約型産業の大企業における同比率 (--)
	Aus dem Moore (2014 b)	パネルデータ分析 + 差の差分分析 (対照群として大企業・フランス企業を使用)	中小企業の総資産に対する投資の比率 (++)
	van Campenhout and van Caneghem (2013)	パネルデータ分析 (1階差分モデル)	中小企業の総資産に対する負債の比率 (×)
	Princen (2012)	傾向スコアマッチング + 差の差分分析 (対照群としてフランス企業を使用)	総資産に対する金融負債の比率 (-) ; 総資産に対する総負債 (長期・短期の合計) の比率 (-) ; 大企業の総資産に対する金融負債の比率 (--) ; 資本ストックに対する投資の比率 (×)
	Kestens et al. (2012)	ACE導入による限界税率の変化等を説明変数とするクロスセクションデータに基づく回帰分析	中小企業の総資産に対する総負債の比率 (-)
ラトビア、 イタリア 第2期、 ポルトガル	Kock and Gérard (2018)	差の差分分析 (対照群として近隣のACE非導入国を使用)	【ラトビア】 総資産に対する金融負債の比率 (+) ; 大企業の負債比率 (--) 【イタリア】 総資産に対する金融負債の比率 (-) ; 大企業の負債比率 (--) 【ポルトガル】 総資産に対する金融負債の比率 (-) ; 小規模企業の負債比率 (--)

(注1) +は正の効果、-は負の効果、++又は--は観測された効果が特定のサブグループで相対的に大きい又は小さいこと、×は統計上有意な影響が観察されないことを示す。

(注2) ベルギーを中心に複数国を対象とした分析を実施。

(出典) Jan Kock and Marcel Gérard, "The Allowance for Corporate Equity in Europe: Latvia, Italy and Portugal: First Draft," *Proceedings. Annual Conference on Taxation and Minutes of the Annual Meeting of the National Tax Association*, Vol.111, 2018.5.21, p.24. <https://ntanet.org/wp-content/uploads/2019/03/Session1225_Paper1334_FullPaper_1.pdf> 等を基に筆者作成。

であるが、総じて見れば、ACEは負債の減少に一定の効果を有すると結論付ける研究が比較的多く見受けられる⁽²¹³⁾。その中には、企業規模ごとに影響の違いを分析したものもあるが、その結果には一定の方向性を見いだしにくい。また、ハードなACEとソフトなACEを比較すると、前者の方が企業の負債を減少させる効果が高いとの分析結果が見られる⁽²¹⁴⁾。ACEが投資に及ぼす影響について分析した研究の中には、ACE導入は、経済的実態のない受動的投資（関連者間での貸出し等）を増加させる一方、設備投資等の能動的投資を増加させる効果は見られないとの結果を示した研究がある。同研究は、その背景として、多国籍企業がタックスプランニングにACEを活用している可能性を示唆している⁽²¹⁵⁾。

おわりに

本稿では、法人税の抜本的改革方法の類型と事例を整理した。キャッシュフロー法人税とACEの導入事例を比較すると、前者よりも後者の事例が多く、後者では早期導入国の一部で制度の廃止や縮小が行われているものの、近年では新規の導入国が増えつつある。その背景には、ACEは従来型の法人税に近い形で、課税ベースの中立性を確保できると考えられる（第I章3(2)参照）。ベルギーやスイスで多国籍企業のみを対象とする優遇税制が有害とみなされ、その代替としてACEが導入された経緯から見て取れるように、ACEは課税ベースの中立性を確保するという本来的な目的以外にも、多国籍企業等の大企業に対する優遇策として活用される側面が見られる。CBITについては、主要国で支払利子控除を完全に否認した例は見られないものの、同様の方向性を見直しとして損金算入が可能な支払利子に上限を設定する動きが広がっている（第I章3(3)参照）。また、二元的所得税は、純粋な形では課税ベースがCBITに等しくなることから、抜本的な法人税改革案の一類型に位置付けられる。北欧諸国では、純粋な形とは異なるものの、二元的所得税が導入され、定着している。

我が国では、政府税制調査会が令和元（2019）年9月に公表した中期答申において、「経済のグローバル化の進展に対応して、国際競争力への影響の観点から、新しい産業や事業が興りやすく新規開業が行われやすい環境の整備に資する税制を構築すること」の必要性が掲げられている⁽²¹⁶⁾。同答申では、租税特別措置を適時に見直すことで、成長性の高い事業への経営資源の移動を促し、生産性を高めることが言及されているものの、法人税の抜本的改革に関する言及は見られない。経済学者の間では、かねてから法人税の抜本的改革の検討を求める声が聞

No.533, 2014.12（表7で Aus dem Moore（2014 a）と表記）; Nils aus dem Moore, “Corporate Taxation and Investment: Evidence from the Belgian ACE Reform,” *Ruhr Economic Papers*, No.534, 2014.12.17（表7で Aus dem Moore（2014 b）と表記）; Geert van Campenhout and Tom van Caneghem, “How did the notional interest deduction affect Belgian SMEs’ capital structure?” *Small Business Economics*, Vol.40 No.2, 2013.2, pp.351-373; Savina Princen, “Taxes do Affect Corporate Financing Decisions: The Case of Belgian ACE,” *CESifo Working Paper Series*, No.3713, 2012; K. Kestens et al., “The Effect of the Notional Interest Deduction on the Capital Structure of Belgian SMEs,” *Environment and Planning C: Government and Policy*, Vol.30 No.2, 2012.1, pp.228-247.

⁽²¹²⁾ Kock and Gérard, *op.cit.*(103)

⁽²¹³⁾ 井上・山田 前掲注(107), p.12は、ベルギーやイタリアの実証分析では、ACEが法人税による負債優遇を縮小させていることを示唆する文献が多いと指摘している。

⁽²¹⁴⁾ Hebous and Ruf, *op.cit.*(56), p.132.

⁽²¹⁵⁾ *ibid.*, pp.134-135, 139-141.

⁽²¹⁶⁾ 税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」2019.9, p.14. 内閣府ウェブサイト <https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/1zen28kail_2.pdf>

かれる⁽²¹⁷⁾一方、冒頭で述べたとおり、こうした観点からの政策論議は乏しい状況にある。

今後、過去 30 年間に世界的に繰り広げられてきた法人税率の引下げ競争が収束に向かうことが見込まれる中で、法人税の抜本的改革に対する注目が高まる可能性も考えられる。我が国でも長期的な観点から法人税制の在り方について議論が積み重ねられることが期待される。

(さとう りょう)

(217) 鈴木 前掲注(20), p.5; 田近栄治「資本所得の中立的課税をどう実現するか—企業サイドと投資家サイドを通じた分析—」『成城大学経済研究』226号, 2019.12, pp.118-119. <<https://www.seijo.ac.jp/education/faeco/academic-journals/jtmo42000001iji-att/226-3tadika.pdf>>